

株 主 各 位

東京都墨田区吾妻橋3丁目11番1号
株式会社 小森コーポレーション
代表取締役社長 持 田 訓

第70回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第70回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、平成28年6月20日（月曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月21日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都墨田区錦糸1丁目2番2号
東武ホテルレバント東京 4階「錦の間」

3. 会議の目的事項

- 報 告 事 項
1. 第70期（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第70期（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役8名選任の件
- 第3号議案 監査役2名選任の件
- 第4号議案 取締役賞与支給の件
- 第5号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続の件

以 上

- ~~~~~
- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ・株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.komori.co.jp/hp/>）に掲載させていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

1. インターネットによる議決権行使について

- (1) 書面による議決権行使に代えて、当社指定の「議決権行使ウェブサイト」(下記URL)にて議決権を行使可能です。ご希望の方は、同封の議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コードおよびパスワードにてログインしていただき、画面の案内にしたがって入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

<http://www.it-soukai.com>

- (2) 行使期限は平成28年6月20日(月曜日)午後5時30分です。お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 書面とインターネットによる議決権行使を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効とします。インターネットにて複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。
- (4) パスワード(株主様が変更されたものを含みます。)は今回の総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
- (5) インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。

(ご注意)

- ・パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを当社よりお尋ねすることはございません。
- ・パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内にしたがって手続きください。
- ・議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合があります。

2. お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人である**みずほ信託銀行株式会社 証券代行部**(以下)までお問い合わせください。

- (1) 議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先
フリーダイヤル **0120-768-524 (平日 9:00~21:00)**
- (2) 上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先
フリーダイヤル **0120-288-324 (平日 9:00~17:00)**

以 上

事業報告

(自 平成27年 4月1日
至 平成28年 3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における世界経済は、中国景気の減速とそれに伴う新興国の中国向け輸出の減少や原油・鉄鉱石などの資源価格低迷により新興国および資源国の景気が下押しされた一方で、先進国は雇用・賃金情勢の改善や原油安の恩恵により個人消費が堅調で景気が底堅く推移し、世界経済を下支えしました。米国経済は雇用環境の改善や原油安を背景に、個人消費が底堅い成長を維持し内需が緩やかに拡大しました。欧州経済はアジアや中南米などの新興国向けを中心とする輸出が軟調に推移しましたが、ユーロ圏内の個人消費が堅調であり、回復基調が継続しました。インド・アセアン地域は総じてインフラ整備のための公共工事や都市部の個人消費が堅調に推移しました。中国経済は過剰債務・過剰設備等の構造問題の調整が必要なことや、新興国や資源国向けの輸出が減少していることなどにより経済成長の減速傾向が続きました。我が国経済は日銀の金融緩和策継続や昨年未まで続いた円安を背景に企業業績や雇用情勢等に改善が見られましたが、1月以降の円高などを背景に先行き不透明な状況となっています。

このような世界経済環境のなか、印刷産業は、ICT（情報通信技術）の普及が進み紙媒体による印刷需要が低迷していましたが、先進国では印刷需要が下げ止まり、増加に転じています。また、新興国では、人口の増加や中間所得層の拡大に伴い景気変動の影響を受けながらも着実に印刷需要は伸びています。一方で印刷機械市場の需要動向は、欧州では印刷設備の更新需要が緩やかに拡大し、北米でも印刷需要が回復基調にあり、多色刷・多機能の高生産性印刷機を中心に更新需要は堅調に推移しました。中国市場は景気減速の影響を受け、ファイナンス審査が厳格化している影響もあり、印刷機械への投資に慎重な姿勢が見られました。アセアンなどのアジア市場は堅調な印刷需要を背景に印刷機械への投資が前年並みで推移しました。一方、日本市場では企業業績の改善や政府の景気刺激策を受け積極的な印刷機械への投資が見られました。

このような市場環境において、当社グループは、優良企業への転換を目指し創立90周年を迎えた平成25年よりスタートした第4次中期経営計画の総仕上げの年として、従来のオフセット印刷機事業主体の事業構造からより複合的な事業構造への転換を進める「事業構造変革」およびソリューションビジネスによって営業領域の拡大を目指す「営業の業態変革」に取り組んでまいりました。

「事業構造変革」では、海外向け証券印刷機事業、DPS（デジタル印刷機）事業、PE（プリンテッドエレクトロニクス）事業の新規事業を推進し事業構造の転換を進めてまいりまし

た。証券印刷機事業では世界最大の民間証券印刷会社である英国デ・ラ・ルー社との緊密な技術協力により当社の評価が高まり、ロシア、コンゴ（民主共和国）、ポーランドなどからの受注獲得に成功しました。DPS事業ではデジタル印刷機Impremia IS29（29インチUVインクジェットデジタルプリンティングシステム）を開発し国内での先行予約受付を開始いたしました。また、米国においては(株)SCREENホールディングスが開発したTruepress Jet520HD（ロール式高速インクジェット印刷機）の米国市場での独占販売契約を締結し、デジタル印刷機の品揃えを充実させました。PE事業では(株)セリアコーポレーション（旧東海ホールディングス(株)）が平成27年11月に開発・ショールームの拠点としてPEテクノロジーセンターを開設し、顧客ニーズへの対応力を強化いたしました。

「営業の業態変革」では、印刷機材・資材・ソフトウェアなどを総合的に提案するソリューションビジネスを展開し顧客との関係強化を図ってまいりました。平成27年9月には国内最大の国際総合印刷機材展IGAS2015が東京で開催され、当社は「OPEN NEW PAGES（さあ、新しいページを開きましょう!!）」をテーマに、オフセット印刷機・デジタル印刷機・POD機・後加工機などの「ハード商品群」と、それらを統合管理する「ソフト商品群」および品質・生産性を支える「K-Supply商品（印刷資材）」を出展し、それらを連携させることによって印刷の新たな可能性を切り開く多彩なソリューションの提案を行いました。さらに平成28年2月には、つくばプラントのKGC（小森グラフィックテクノロジーセンター）において過去最高の150社の印刷会社のご出席のもと内覧会を実施し、IGAS2015で発表したビジネスソリューションをお客様の業態にあわせて提案し需要を喚起いたしました。また、ソリューションの領域を拡大するためPESP（プリント・エンジニアリング・サービス・プロバイダー）事業でBOBSTグループ傘下の上海エテルナとのODM（Original Design Manufacturer）契約やイスラエルのHighcon Systems Ltdとの同社の革新的なデジタルダイカット&クリーニングシステムの日本における販売契約などを締結し、打抜機や断裁機などポストプレス（印刷後工程）のラインナップを強化いたしました。

以上の結果、当連結会計年度における受注高は916億9千5百万円（前期比0.2%増）となり、売上高は953億2千6百万円（前期比4.5%増）となりました。費用面では、売上原価率はほぼ横ばいの65.6%となりました。その結果、営業利益は66億1千2百万円（前期比1.9%増）となりました。営業外損益は、前期は8億3千6百万円の為替差益に対し、当期は4億円の為替差損となるなど収支が悪化し、当期の経常利益は65億8百万円（前期比17.0%減）となりました。一方、特別損益では、前期に固定資産売却益2億1千2百万円、投資有価証券売却益1億2千3百万円を計上しましたが、当期は特別損失として減損損失1

億8千2百万円を計上したため、税金等調整前当期純損益は、62億9千3百万円の利益（前期比22.5%減）となりました。また、親会社株主に帰属する当期純損益は、米国販売子会社において、繰延税金資産の回収可能性が高まりこれを資産計上したことにより税負担が軽減されたこと等から、65億2千2百万円の利益（前期比13.8%減）となりました。

また、海外売上高は550億3千2百万円（前期比1.4%減）で、売上高に占める割合は57.7%となりました。

企業集団の部門別売上高の状況

区 分	期 別		期 別		前 期 比
	第69期	平成26年度 (前期)	第70期	平成27年度 (当期)	
	金 額	比 率	金 額	比 率	
印刷機械製造および販売部門	74,171 ^{百万円}	81.3%	77,149 ^{百万円}	80.9%	4.0%
修理加工および中古製品販売部門	17,088	18.7	18,177	19.1	6.4
合 計	91,259	100.0	95,326	100.0	4.5
う ち 海 外 売 上 高	55,829	61.2	55,032	57.7	△1.4

当連結会計年度の特記すべき事項は次のとおりであります。

第一は、新規事業のDPS事業で高品質・安定性を実現した印刷会社向けのB2対応デジタル印刷機Impremia IS29の印刷デモをIGAS2015および社内内覧会で実施し、先行予約受付を開始いたしました。UVインクジェット印刷方式のため、印刷用紙の前加工が不要となり通常のオフセット印刷用紙に対応できる幅広い用紙適性と紙厚適性を持ち、さらに、オフセット印刷に迫る高画質のため顧客から高い関心を頂戴しております。

第二は、新規事業のPESP事業での取扱商品群の拡大と先進国を中心とした世界展開を開始しました。当社印刷機に最適な印刷資材・消耗品をK-Supply商品として提供しています。また、ポストプレス関連機器をApressiaシリーズとして販売を開始しました。印刷会社の生産性向上を支援する情報共有プラットフォームであるKP-Connect（KOMORIソリューションクラウド）の提供も開始し来期から本格的に販売開始をしております。

第三は、中核事業であるオフセット印刷機事業でLITHRONE G37（H-UV L(LED)搭載A全判オフセット枚葉印刷機）の開発が完了しました。A全判機でありながら最大紙寸法が菊全判まで対応しており、環境にやさしいLEDランプでの速乾システムを搭載し厚紙から薄紙まで幅広い印刷ニーズに対応しております。

第四は、KGCの機能を強化し、PESP商品開発などR&D機能および印刷技術ナレッジマネジメント機能の向上を推進しております。また、昨年10月KGCヨーロッパ（オランダ/ユトレヒト）のリニューアルオープンを皮切りに、米国（シカゴ）・中国（シンセン）のKGCをリニューアルいたしました。多様化する難易度の高い印刷ソフト技術や、デジタル印刷機、印刷資材、消耗品、ポストプレス機器まで含めた最適な印刷システムのトータルソリューションを顧客に提供してまいります。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資は、総額31億2千5百万円であり、そのうち有形固定資産分については、主につくばプラントにおける工作機械の更新、山形県東置賜郡の製造子会社における生産機械等の設備投資およびオランダ・ユトレヒト市の販売子会社におけるKGCヨーロッパのリニューアルオープンに伴う設備投資を26億5千万円、無形固定資産分については、基幹業務の合理化のためのソフトウェアへの投資等4億7千4百万円であります。なお、重要な設備の除却または売却はありません。

(3) 資金調達の状況

資金調達につきましては、当連結会計年度中の新規借入の実行はありません。当連結会計年度末における長短借入金合計残高は6千6百万円となり、前期末に比べ1億9千3百万円減少しております。また、社債残高は100億円で前期末から変更ありません。

(4) 対処すべき課題

印刷産業は日米欧の先進国では印刷需要が下げ止まり、緩やかな回復傾向にあります。また、新興国では人口の増加や中間所得層の拡大に伴い景気変動の影響を受けながらも着実に印刷需要は伸びています。一方で最大市場となりつつある中国では経済成長率が鈍化しており先行きの不透明な状態が続いています。このようなビジネス環境の中、「事業構造変革」、「営業の業態変革」および「モノづくり革新」の推進が喫緊の課題となっております。

これらの課題に対処するため第5次中期経営計画を平成28年4月にスタートさせました。本中期経営計画では、第4次中期経営計画の基本骨子である「事業構造変革」と「営業の業態変革」の2つの「変革」を一段と前進させ、当社が持つリソースの有効活用を促進し、さらに継続的な「モノづくり革新」の推進および財務戦略の具体化を図ることにより企業価値を高めてまいります。

「事業構造変革」ではコニカミノルタ社と共同開発したデジタル印刷機Impremia IS29およびイスラエルのランダ社と共同開発中の次世代デジタル印刷機Impremia NS40の市場投入と当社独自のビジネスモデルの構築を図ってまいります。また、オフセット印刷、デジタル印刷、証券印刷、およびPE（プリンテッドエレクトロニクス）の技術・ノウハウの融合によるシナジー効果の創出により、従来のオフセット印刷機事業中心の事業構造からより複合的な事業構造への転換を進め、収益の拡大を目指してまいります。

「営業の業態変革」ではPESP事業として印刷機械の周辺装置・資材および印刷会社の生産性向上を支援する情報共有プラットフォームであるKP-Connect等の開発・販売、ならびにアップグレードなどの計画工事を通じて、お客様の生産性と収益性の向上に資するソリューションを提案してまいります。また、印刷市場の変化と印刷会社の経営環境変化に対応した販売・サービス体制の整備とアカウントマネジメントの推進により、お客様とのパートナー関係を発展させ、継続的取引に基づいた安定的収益構造への転換を促進いたします。

「モノづくり革新」では、つくばプラント（茨城県つくば市）、小森マシナリー（山形県東置賜郡）、小森機械（中国江蘇省南通市）の3工場体制においてモノづくり革新活動を推進し、魅力ある商品を生み出す開発・生産体制を実現させてまいります。また、新生産方式の導入による多品種・変量生産への対応を図り、もっとも効率の良い生産体制を追求し、生産リードタイム短縮と製造コスト低減に取り組んでまいります。

財務戦略の具体化では、資産・資本効率向上を意識した財務リソースの戦略的活用により成長戦略および株主還元等を推進してまいります。

これらの課題に経営資源を重点的に投入し全社一丸となって取り組むことで、持続的安定成長を実現する経営基盤を構築し、企業価値向上とともに優良企業への転換を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分	第 67 期 平成24年度	第 68 期 平成25年度	第 69 期 平成26年度	第70期 (当期) 平成27年度
売 上 高 (百万円)	69,825	91,837	91,259	95,326
経 常 利 益 (百万円)	1,762	10,098	7,841	6,508
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 親会社株主に帰属する 当期純損失 (△) (百万円)	△ 1,899	13,657	7,569	6,522
1株当たり当期純利益 又は当期純損失 (△) (円)	△ 30.66	220.39	122.16	105.26
総 資 産 (百万円)	143,957	172,407	184,622	188,173
純 資 産 (百万円)	113,722	125,686	135,128	135,890
1株当たり純資産 (円)	1,835.17	2,028.31	2,180.73	2,192.83

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は当期純損失 (△) は、各期の期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 1株当たり純資産は、各期の期末発行済株式総数に基づき算出しております。
3. 過年度決算に関し、会計上の誤謬が判明したため、第69期の財産および損益の状況については、当該誤謬の訂正後の数値を記載しております。

② 当社の財産および損益の状況の推移

区 分	第 67 期 平成24年度	第 68 期 平成25年度	第 69 期 平成26年度	第70期 (当期) 平成27年度
売 上 高 (百万円)	57,393	77,686	72,314	73,551
経 常 利 益 (百万円)	3,311	9,983	6,713	5,014
当期純利益又は 当期純損失 (△) (百万円)	△ 1,087	13,012	6,338	3,942
1株当たり当期純利益 又は当期純損失 (△) (円)	△ 17.54	209.99	102.29	63.63
総 資 産 (百万円)	130,104	158,965	164,631	168,236
純 資 産 (百万円)	108,666	121,336	127,621	128,306
1株当たり純資産 (円)	1,753.60	1,958.11	2,059.58	2,070.66

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は当期純損失 (△) は、各期の期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 1株当たり純資産は、各期の期末発行済株式総数に基づき算出しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主な事業内容
株 式 会 社 小 森 マ シ ナ リ ー	百万円 1,600	100 %	印刷機械および装置・部品の製造
株式会社小森エンジニアリング	百万円 20	100 %	印刷機械およびその付属品・その他の関連機器の設計
株式会社セリアコーポレーション	百万円 60	100 %	印刷機械その他印刷資機材の製造・販売
コモリ アメリカ コーポレーション	千米ドル 22,194	100 %	印刷機械および関連機器の輸入販売ならびに修理加工
コモリ インターナショナル ヨーロッパ ビー.ヴィ.	千ユーロ 1,452	100 %	印刷機械および関連機器の輸入販売ならびに地域統括
コモリ シャンボン エス. エイ. エス.	千ユーロ 8,000	100 %	紙器印刷機械の製造販売ならびに修理加工
小 森 香 港 有 限 公 司	千香港ドル 18,116	100 %	印刷機械および関連機器の輸入販売ならびに修理加工
小 森 机 械 (南 通) 有 限 公 司	千米ドル 12,000	100 %	印刷機械、印刷機械関連装置および部品の製造
台 湾 小 森 股 份 有 限 公 司	千新台幣ドル 45,860	100 %	印刷機械および関連機器の輸入販売ならびに修理加工
コモリ サウスイースト アジア プライベート リミテッド	千シンガポールドル 1,000	92.5 %	印刷機械および関連機器の輸入販売ならびに修理加工

(7) 主要な事業内容

当社グループの主要な事業は印刷機械の製造、販売および機械のメンテナンスならびにこれらに付帯関連する業務です。

また、日本国内をはじめヨーロッパ、アメリカ、アジア地域にも販売拠点を設け、販売・サービス活動を行っております。

事業品目別の主な商品は次のとおりであります。

区 分	生 産 拠 点
枚 葉 印 刷 機	つくばプラントおよび株式会社小森マシナリー
輪 転 印 刷 機	つくばプラント
証 券 印 刷 機	つくばプラント
紙 器 印 刷 機	コモリ シャンボン エス.エイ.エス.およびつくばプラント
ス ク リ ー ン 印 刷 機	株式会社セリアエンジニアリング

(8) 主要な営業所および工場

① 当社の主要拠点等

本社	東京都墨田区
大阪支社	大阪府大阪市
名古屋支店	愛知県名古屋市
九州支店	福岡県福岡市
北海道営業所	北海道札幌市
東北営業所	宮城県仙台市
北陸営業所	富山県富山市
中国営業所	広島県広島市
四国営業所	香川県高松市
つくばプラント	茨城県つくば市
テクノサービスセンター	東京都墨田区

② 子会社等の拠点

株式会社小森マシナリー	山形県東置賜郡
株式会社小森エンジニアリング	茨城県牛久市
株式会社セリアコーポレーション	東京都北区
株式会社セリアエンジニアリング	岐阜県郡上市
コモリ アメリカ コーポレーション	アメリカ イリノイ州
コモリ リーシング インコーポレーテッド	アメリカ イリノイ州
コモリ インターナショナル ヨーロッパビー・グイ	オランダ ユトレヒト市
コモリ ユー. ケー. リミテッド	イギリス リーズ市
コモリ フランス エス.エイ.エス.	フランス アントニー市
コモリ イタリア エス.アル.エル.	イタリア ミラノ市
コモリ インターナショナル ネザンズビー・グイ	オランダ ユトレヒト市
コモリ シャンボン エス.エイ.エス.	フランス オルレアン市
コモリ サウス・イーストアジアプライベートリミテッド	シンガポール
コモリ マレーシア ディー. イス. ビー. イチ. ディー.	マレーシア シャーアラム市
小森香港有限公司	中国 香港特别行政区
小森印刷機械(深圳)有限公司	中国 深圳市
小森機械(南通)有限公司	中国 南通市
台湾小森股份有限公司	台湾 台北市

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前期末比増減
印刷機械製造および販売部門	1,525 名	48 名
修理加工および中古製品販売部門	465	36
管理部門	199	△1
合 計	2,189	83

(注) 従業員には使用人兼務役員、臨時雇用者は含まれておりません。

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
1,091 名	2 名	41.21 歳	17.06 年

(注) 従業員には使用人兼務役員、出向社員および臨時雇用者は含まれておりません。

(10) 主要な借入先および借入額

借 入 先	借 入 残 高
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	49 百万円
ソ シ エ テ ・ ジ ェ ネ ラ ル 銀 行	17

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数	295,500,000株
(2) 発行済株式の総数	68,292,340株
(3) 株主数	4,288名
(4) 大株主（上位10名）	

株 主 名	持 株 数	出 資 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3,978 千株	6.42 %
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	2,836	4.58
みさきエンゲージメントファンド	2,210	3.57
有 限 会 社 コ モ リ エ ス テ ー ト	2,090	3.37
小 森 善 磨	2,006	3.24
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	1,895	3.06
小 森 紀 子	1,872	3.02
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 5 0 5 2 2 3	1,771	2.86
小森コーポレーション取引先持株会	1,459	2.36
メロン バンク トリーティ クライアンツ オムニバス	1,130	1.83

(注) 1. 当社は自己株式6,328千株を保有しておりますが、上記大株主には含めておりません。
2. 出資比率は、自己株式を控除して計算しております。

(5) 自己株式の取得、処分等および保有

① 取得株式

普通株式	1,127株
取得価額の総額	1百万円

② 処分株式

普通株式	—
処分価額の総額	—

③ 失効手続をした株式

普通株式	—
------	---

④ 決算期における保有株式

普通株式	6,328,517株
------	------------

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役会長	小 森 善 治	最高経営責任者	
代表取締役社長	持 田 訓	最高執行責任者 つくばプラント長	コモリ アメリカ コーポレーション代表取締役会長 コモリ インターナショナル ヨーロッパ ビー. ヴィ. 代表取締役会長 株式会社セリアコーポレーション代表取締役社長
取 締 役	斎 藤 一 徳	常務執行役員 営業統括本部長兼 DPS営業推進本部長 兼PESP事業推進プ ロジェクトリーダー	小森機械（南通）有限公司董事長
取 締 役	梶 田 英 治	執行役員 経営企画室長兼事業 成長戦略推進プロジ ェクトリーダー	
取 締 役	松 野 浩 一	執行役員 管理本部長兼KNT事 業推進プロジェクト リーダー	
取 締 役	吉 川 正 光		
取 締 役	亀 山 晴 信		亀山総合法律事務所代表 株式会社東光高岳社外取締役 ソマール株式会社社外監査役
常 勤 監 査 役	朝 倉 祐 治		
常 勤 監 査 役	横 山 雅 文		
監 査 役	三 津 間 健		トピー工業株式会社常勤監査役
監 査 役	坂 本 裕 子		監査法人A&A/パートナーズ社員

- (注) 1. 取締役近藤 真氏は、平成27年6月23日開催の第69回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。
2. 監査役坂本裕子氏は、公認会計士ならびに税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 取締役吉川正光および亀山晴信の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
4. 監査役横山雅文、三津間健および坂本裕子の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
5. 取締役吉川正光および亀山晴信の両氏、監査役横山雅文、三津間健および坂本裕子の各氏は、株式会社東京証券取引所に届け出ている独立役員であります。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支給人員 (名)	報酬等の額 (千円)
取 締 役	8	199,909
監 査 役	4	55,080
合 計 (うち社外取締役および社外監査役)	12 (5)	254,989 (53,976)

- (注) 1. 当事業年度末日における在籍人数は、取締役7名、監査役4名であります。上記報酬額には、平成27年6月23日付をもって退任した取締役1名を含んでおります。
2. 報酬限度額は取締役が年額240,000千円（平成12年6月29日開催の第54回定時株主総会で決議）、監査役が年額90,000千円（平成20年6月24日開催の第62回定時株主総会で決議）であります。
3. 平成20年6月24日開催の第62回定時株主総会決議に基づく、役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給額の未払残高が、取締役2名に対し285,000千円あります。
4. 報酬等の額には使用人兼務役員の使用人部分の給与等は含まれておりません。

(3) 取締役および監査役の報酬等の額の決定に関する方針

当社は取締役および監査役の報酬等の額の決定に関する方針を概ね以下のとおり定めております。

取締役の報酬については、企業価値の向上に向けた報酬体系に相応しいものとすべく、説明責任や業績連動性を考慮したものとするため、月例報酬と業績連動賞与から構成されております。固定額である月例報酬の総額は、株主総会で承認された報酬枠の範囲内としております。業績連動賞与は、その比率を標準的業績の場合、報酬全体の約3分の1としており、具体的な支給総額は、事業年度終了後に株主総会に諮ることとしております。各取締役の報酬額は、社外取締役や社外監査役の出席する取締役会の決議により決定されます。社外取締役の報酬は、固定額の月例報酬のみとしております。なお、当社は役員退職慰労金制度を廃止しており、ストックオプション等は該当ありません。

監査役の報酬については、その職務に鑑み、基本報酬である月額報酬のみとし、月額報酬の総額は株主総会で承認された報酬枠の範囲内とします。各監査役の基本報酬額は監査役の協議により決定しております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

取締役亀山晴信氏の兼職先である亀山総合法律事務所、株式会社東光高岳およびソマール株式会社は、当社との間にいずれも特別な関係はありません。

監査役三津間健氏の兼職先であるトピー工業株式会社は、当社との間に特別な関係はありません。また、監査役坂本裕子氏の兼職先である監査法人A&Aパートナーズは、当社との間に特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取 締 役	吉 川 正 光	当事業年度開催の取締役会の全てに出席し、紙幣印刷に関する深い学識経験と幅広い見識等をいかして必要な発言を適宜行っております。
取 締 役	亀 山 晴 信	当事業年度開催の取締役会の全てに出席し、弁護士としての専門的見地から審議に関して必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	横 山 雅 文	当事業年度開催の取締役会および監査役会の全てに出席し、異業種メーカーの経験をいかした監査を行い、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	三 津 間 健	当事業年度開催の取締役会および監査役会の全てに出席し、主に金融機関および異業種メーカーの役員としての経験をいかした監査を行い、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	坂 本 裕 子	当事業年度開催の取締役会および監査役会の全てに出席し、公認会計士ならびに税理士としての専門的知識と監査法人での業務経験をいかした監査を行い、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社定款に基づき、当社と社外取締役吉川正光および亀山晴信、社外監査役三津間健および坂本裕子の各氏は、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該限定契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

PwCあらた監査法人

(注) 当社の重要な一部の子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 報酬等の額	69百万円
② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	74百万円

(3) 会計監査人の報酬等の額の同意について

監査役会は、当社の「会計監査人の評価基準」を踏まえ、社内関係部門からの意見の聴取および会計監査人より必要な情報を入手し報告を受けたうえで、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積の算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な審議を行った結果、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項の同意を行いました。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任理由の報告をいたします。

5. 会社の体制および方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制の整備

平成18年5月15日 制定

平成28年4月28日 最終改訂

当社は、取締役会で決議した内部統制システムの整備に関する基本方針（以下「基本方針」）に基づき内部統制システムの構築及び運用を行っておりますが、その状況を検証した結果、実質的内容については維持するものの、部門の名称変更に合わせて変更が必要なため、平成28年4月28日の取締役会で「基本方針」の改訂を決議いたしました。決議内容は以下のとおりであります。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の業務執行を全体として適正に行い、実効性ある内部統制システムの構築と法令定款遵守の体制の確立を図るため、「コンプライアンス規程」を定めている。これに基づき「グループ企業行動憲章」及び「グループ社員行動基準」を定め、取締役自らの率先垂範と役職員への周知徹底を図っている。上記憲章の中で、当社は企業情報を積極的かつ公正に開示すること、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは関わりを持たず、これらから圧力を受けた場合は毅然とした対応をとることとしている。また、内部通報制度により、違法行為や倫理違反等に対する自浄作用を働かせ不祥事の未然防止に努めている。

財務報告については、財務報告に係る内部統制の整備、運用の充実に努め、これらが適正になされているか評価することで、財務報告の信頼性を確保している。

組織的には、CSR担当役員をコンプライアンス体制に関する総括責任者に任命し、CSR・環境推進室がコンプライアンス体制の構築、維持、周知徹底のための教育活動にあたる。内部監査部門は、内部統制システムの独立的モニタリング部門として、業務全般に関し、管理・運営の制度、及び業務執行状況を評価し、助言・提言を行っている。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 当社は、取締役会議事録、稟議決裁書その他取締役の職務に関わる情報を取締役会規程、稟議規程、文書取扱規程等の定めるところに従い適切に保存し、管理する。
- ② 取締役又は監査役の要求があるときは、これを閲覧に供する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、現在のリスクの多様化・複雑化に対処するために、全社的な観点からリスクを捉え、評価し、対応することとする。このため、CSR担当役員をリスクマネジメント担当役員として任命し、CSR・環境推進室をその事務局としている。

主要規程として、「リスクマネジメント規程」及びその運営要領をまとめた「リスクマネジメント運営要領」を整備し、これに基づき、リスクごとに担当する役員を定め、平常時においてはリスクの発現抑制や影響の低減を行い、緊急時には別途もうけた緊急対策本部で対応することを定めている。

また、地震等大規模な自然災害が発生した場合の社員等の具体的行動基準を定めた地震対策マニュアルを策定する等体制を整備し、早期復旧と事業継続の対応を図っている。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会、経営会議及び執行役員会等の会議体並びにこれら会議体についての規程を整備し、各会議の目的・位置付け及び討議・報告事項を明確にして、効率的な運営を図っている。また、取締役、執行役員及び従業員が共有する全社的な目標として中期経営計画を定め、この浸透を図り、執行役員は担当部門の計画目標の達成に向け具体的な年度目標を設定し、従業員に対する適切な権限分配、監督、指導等を通じて職務の執行を効率的に実施する。取締役会及び執行役員会は定期的にその結果のレビューを行う。

5. 従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

代表取締役社長のもとに取締役及び執行役員で構成するCSR委員会を設置している。この委員会は、経営理念を通して企業の社会的責任を推進する体制・制度等を構築するためのものである。委員会は、内部統制システム、リスクマネジメント、コンプライアンス、内部通報制度、環境関連事項等を審議し、決定した事項は、職制を通じ各部門内に周知徹底を図る。

6. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① グループ全体の業務の適正を確保するため「子会社管理規程」を定める。この「子会社管理規程」には、国内子会社、海外子会社別にリスクを考慮した親会社承認事項と報告事項を定め、国内子会社では、自社の「決裁権限規程」を定める等、子会社経営の自立性確保と業務の効率化を図れるように整備している。
 - ② 子会社主管部門は、当社の経営理念、「グループ企業行動憲章」、中期経営計画等の方針を浸透させるとともに、「子会社管理規程」に基づき、その運営と実効性確保につき指導・助言を行い、「リスクマネジメント規程」及び同運営要領に沿って、各子会社に対するリスクマネジメントを行う。
 - ③ CSR・環境推進室は、グループのコンプライアンス体制の統括責任者としてコンプライアンス体制の構築、維持、教育活動に当たり、内部監査部門は、グループ会社の監査を行い、その結果を代表取締役社長に報告する。
7. 監査役の職務を補助すべき従業員に関する体制、当該従業員の取締役からの独立性に関する事項及び当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助する従業員を置くものとする。なお、従業員の任命、異動、評価、懲戒は、監査役会の同意を得たうえで行うものとし、当該従業員の取締役からの独立性を確保するものとする。
8. 取締役及び従業員が監査役に報告するための体制、子会社の取締役、監査役及び従業員又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制並びにその他の監査役への報告に関する体制
- ① 当社及び子会社の取締役及び従業員は、職務執行に関して重大な法令・定款違反もしくは不正行為の事実、又は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、遅滞なく監査役に報告する。
 - ② 社長決裁を要する重要な意思決定事項は監査役に回覧し、取締役会の決議事項に関する情報は、監査役に事前に通知する。
 - ③ 取締役及び従業員は監査役の要請がなされた場合、必要な報告を行う。監査役へ報告をした者が、報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないこととする。

9. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役会として監査役の職務執行に必要な費用を予算化しており、これら費用は当社が負担する。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 代表取締役は、監査役と定期的に会合を持ち、業務報告とは別に会社運営に関する意見を交換し、意思の疎通を図るものとする。
- ② 内部監査部門及び会計監査人は、定期的又は必要の都度、監査結果について監査役へ報告を行う。
- ③ 監査役は、取締役会等重要な会議に参加して意見を述べることができる。

(2) 基本方針の運用状況

基本方針の運用状況は以下のとおりであります。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・「コンプライアンス規程」を整備しており、これにより、CSR推進室長をコンプライアンス体制の総括責任者として任命し、CSR推進室がコンプライアンス体制の構築・整備にあたっています。（「CSR推進室」は平成28年3月16日付で「CSR・環境推進室」に名称変更しましたが、第70期の説明として旧名称を使用しています。）
- ・当社グループ会社従業員に「グループ企業行動憲章」及び「グループ社員行動基準」を収めたコンプライアンスケースブックを配付するとともに、毎年、CSR推進室により、グループ会社従業員を対象にコンプライアンス教育を実施してこれらの周知を図っています。
- ・財務報告に係る内部統制の評価は、内部監査部門が継続的に実施しており、昨年は、開示すべき重要な不備はないとの評価結果に基づき、取締役会で『内部統制は有効である』旨の内部統制報告書について決議しました。
- ・内部監査は、年度計画及び必要に応じて実施し、監査結果を社長に報告しています。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・取締役会議事録、稟議決裁書等は、閲覧に供せる形で関係する規程に基づき、適切に保存・保管しています。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・「リスクマネジメント規程」「リスクマネジメント運営要領」を整備しており、これらに基づき第4次中期経営計画及び年度計画でリスク課題を含む事業目標及び施策を設定しています。また、各担当本部の中期計画及び年度計画におけるこれらの進捗状況、課題等については、執行役員会、各本部の担当役員及び部長で構成する会社方針周知徹底会議等で報告及びレビューを行っています。
 - ・「地震対策マニュアル」、「CSR&地震対策ハンドブック」及び「首都圏直下型地震発生時リスクマネジメント」マニュアルを作成し、従業員に配付するとともに、自衛消防訓練を実施しています。また、災害対策用備蓄品を適宜見直し入替えを行っています。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・「取締役会規程」、「経営会議規程」及び「執行役員会規程」を整備しており、これら会議の目的・位置付け及び討議・報告事項を規定しています。また、半期ごと（組織変更ごと）に、前述の会議を含む主要会議に対して目的、内容、主催/主管/事務局、出席者、開催時間等を記載した一覧を作成して運用しています。
 - ・取締役会における経営の意思決定の迅速化と監督機能の強化を図るため、執行役員制度を導入しています。取締役は、執行役員に業務執行を委託し、委託を受けた執行役員は第4次中期経営計画に基づき担当業務の年度計画を作成して執行しており、これらの進捗状況、課題等について、執行役員会、会社方針周知徹底会議等で報告しレビューを行っています。
 - ・執行役員の執行業務・職務については、「執行役員規程」及び「業務分掌規程」に規定しています。また、権限の代理、権限の委任及び委任する責任と権限の範囲については、「職務権限規程」に定めています。
5. 従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・会長及び社長以下取締役・執行役員、監査役が出席するCSR委員会を3ヵ月毎に開催し、コンプライアンス、環境関連事項、財務報告に関する内部統制評価及び内部監査の状況について報告を行っています。

- ・「内部通報要領」を整備しており、グループ会社従業員に配付しているコンプライアンスケースブックには、内部通報窓口や制度を説明するリーフレットを含めています。さらに、毎年実施しているコンプライアンス教育において、受講者にアンケート形式でコンプライアンス上の問題の有無を確認しています。「内部通報要領」に従い、通報に対する調査はCSR担当役員が対応しています。

6. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・「子会社管理規程」を整備し、主管部門、親会社の事前承認事項及び親会社への報告事項を規定しており、この中で「リスク懸念案件の現況」も報告事項の一つとして規定しています。
- ・定期的な会議、子会社からの報告に基づく対応打合せ、主管部門長が子会社に訪問しての打合せ等で、適宜子会社への指導助言を行っています。また、これらのテーマの中にリスクに関する内容も含んでいます。
- ・計画に基づき、子会社に対して当社内部監査部門が内部監査を行っています。
- ・財務報告に係る内部統制評価は、当社及び基準に従って選定した子会社に対して当社内部監査部門が行っています。
- ・子会社従業員に対しても、CSR推進室にて毎年コンプライアンス教育を行っています。

7. 監査役の職務を補助すべき従業員に関する体制、当該従業員の取締役からの独立性に関する事項及び当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・必要に応じて監査役の職務を補助する従業員を置くこととしていますが、現在、専任の当該従業員はおりません。

8. 取締役及び従業員が監査役に報告するための体制、子会社の取締役、監査役及び従業員又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制並びにその他の監査役への報告に関する体制

- ・「監査役会規程」にて、子会社も含めて取締役及びその従業員から監査役へ報告する体制整備について規定しています。
- ・子会社の内部通報窓口も当社CSR推進室長であり、通報内容は、CSR推進室から監査役へ報告しています。

- ・ 監査役は、取締役会、執行役員会等重要な会議に出席し、必要な情報を得ています。また、内部監査室長と定期的に会合を行い、内部監査室長は監査役に必要な報告を行っています。その他、法令・定款違反や不正行為又は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項について、遅滞なく報告される状況にあります。さらに、日常業務での確認事項は、監査役からの要請によりその都度関係部門・関係者にて対応しています。
- ・ 稟議書は、「稟議規程」に従い常勤監査役に回覧しています。
- ・ 取締役会の決議事項の資料は、会議前に配付しています。

9. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- ・ 監査役は、監査に必要な費用は、経費として予算化し、事後処理も含め当社負担としています。

10. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

- ・ 会長及び社長と監査役全員による会合を毎年行っています。
- ・ 内部監査室長と監査役とは定期的に会合を行っています。その中で財務報告に係る内部統制評価や内部監査の計画、進捗状況及び結果報告等を行っています。また、会計監査人は監査役へ適宜監査の状況について報告を行っています。
- ・ 監査役は、取締役会、執行役員会、CSR委員会、会社方針周知徹底会議等の重要会議の出席者として指定されており、これらの会議に出席しています。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

1. 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念をはじめ当社の財務基盤や事業内容等の企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保・向上させる者でなければならないと考えております。

上場会社である当社の株式は、株主の皆様による自由な取引が原則であり、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方についても、当社株式の自由な取引により決定されることを基本としております。従いまして、当社株式の大規模な買付行為等についても一概に否定するものではなく、買付提案に応じるか否かの判断は、株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、明らかに濫用目的によるものや、株主に売却を強要するおそれのあるもの、その目的等からみて企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、対象会社の取締役や株主が買付の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役が代替案を提案するための十分な情報や時間を提供しないもの等、不適切なものも少なくありません。

このような大規模な買付行為や買付提案を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大規模な買付等に対し、これを抑止するための枠組みが必要不可欠と考えます。

2. 基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

(1) 当社の経営理念および企業価値の源泉

当社は、大正12年の創業以来、90年以上に亘り印刷機械システムのメーカーとして品質と信頼を至上とするものづくりの原点にこだわり、世界各国へ高品質・高性能な印刷機械とサービスを提供することにより、印刷文化の発展に寄与してまいりました。

当社の経営理念は、「顧客感動企業の実現」であります。「顧客感動企業」とは、高い「経営品質」の実現を目指して、絶えず「顧客感動創造活動」を推進し、世界中のお客様に満足と感動をもたらす企業になることであり、具体的には「KANDO-PROJECT」を通じて次の3つの項目を推進しております。

- ① 「KOMORI」ブランドの創造活動と維持管理を実施する
- ② 知覚品質管理活動を徹底し、顧客満足を高める
- ③ ソリューションビジネスを推進し、顧客の利便性を高める

これら顧客を起点とした事業活動のプロセスにより築き上げられた顧客との信頼関係が当社の企業価値の源泉であります。

(2) 中期経営計画を軸とする企業価値ひいては株主共同の利益向上への取組み

当社は、企業価値ひいては株主共同の利益向上のために第4次中期経営計画を平成25年4月にスタートさせました。本中期経営計画は以下のとおり「事業構造の変革」と「業態の変革」の2つの大きな柱を掲げ、それぞれの取組みを推進していくことで、更なる企業価値ひいては株主共同の利益の向上を目指してまいりました。

「事業構造の変革」

印刷産業は、長期に亘る景気減速とICTの普及の影響を受け、当社顧客である印刷会社の経営が悪化、事業所数等も減少し、印刷機械の設備投資は減少しています。この規模が減少し、需要が限られた非常に厳しい市場環境の中で、当社を含む各メーカーは厳しい競争を強いられています。

「事業構造の変革」とは、需要が低減する中、オフセット印刷機単一事業から、オフセット印刷機事業を中核とした複合事業構造企業への転換であり、その転換の主軸は新規事業の推進にあります。

具体的に推進する新規事業は「海外証券印刷機事業」、「デジタル印刷機事業」、「PE（プリンテッドエレクトロニクス）事業」であります。

これら新規事業については早期収益化実現に向け、注力してまいります。

「業態の変革」

「業態の変革」とは顧客視点でオフセット印刷機事業を深化させ、事業を拡大させることです。その中核となるのが「PESP（プリント・エンジニアリング・サービス・プロバイダー）事業」であります。この事業では、①顧客の利便性を考えたワンストップショッピング、②顧客視点でのサービス提供、③効果的な情報伝達と的確な提案等、顧客の要望を効果的に実現し、パートナーとしての役割を果たすことで、収益源の拡大を目指してまいります。

以上のような取組みが、業績の黒字定着化とともに更なる企業価値の向上ひいては株主共同の利益の向上につながるものと確信しております。

(3) コーポレート・ガバナンスの強化への取組み

当社はすべてのステークホルダーの期待に応え、責任を果たし、企業価値の最大化を追求していくことが、経営の最重要課題の一つであると認識しております。その実現のためにはコーポレート・ガバナンスの確立が不可欠であると考えます。

当社では、「経営の透明性の確保」「経営の意思決定の迅速化」「コンプライアンスの確保」ならびに「経営のチェック機能の強化」を図ることを、コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方としております。その体制を一層強化し、取締役の経営責任を明確にすることと、より一層の経営の透明性を強化することを目的として、当社では、平成25年6月開催の第67回定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）において、取締役任期を2年から1年へと短縮する定款変更の議案および社外取締役を1名増員し、2名選任の議案を上程し、承認を得ております。

今後も、コーポレート・ガバナンスの強化・充実に努め、企業価値ひいては株主共同の利益を追求してまいります。

3. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要（買収防衛策）

当社は、平成25年4月26日開催の当社取締役会において「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下、「本プラン」といいます。）の継続を決議し、本株主総会において、本プランの継続につき承認を得ております。

本プランの対象となる当社株式の買付とは、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為をいいます。

本プランにおける、大規模買付時における情報提供と検討時間の確保等に関する一定のルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）は①事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、②必要情報の提供完了後、対価を現金のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合は最長60日間、またはその他の大規模買付行為の場合は最長90日間を当社取締役会による評価、検討等の取締役会評価期間として設定し、取締役会評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、というものです。

本プランにおいては、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。ただし、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合、遵守しても当該大規模買付行為が、当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断する場合には、必要かつ相当な範囲で、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律および当社定款が認める検討可能な対抗措置を講じることがあります。

このように対抗措置を講じる場合、その判断の合理性および公正性を担保するために、取締役会は対抗措置の発動に先立ち、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外監査役または社外取締役や有識者から選任された委員で構成する独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は対抗措置の発動の是非について取締役会評価期間内に勧告を行うものとします。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

なお、本プランの有効期限は平成28年6月に開催される当社第70回定時株主総会の終結の時までとします。本プランは、本株主総会において継続が承認され発効した後であっても、①当社株主総会において本プランを廃止する旨の株主の一定割合の意思表示が行われた場合、②当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議等が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

4. 本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことおよびその理由

当社取締役会は、以下の理由から、本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうものでなく、かつ当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

- ① 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しています。

また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっております。

- ② 企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を目的としていること

本プランは、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるという目的をもって継続されるものです。

本プランの発効は、株主の皆様のご承認を条件としており、株主の皆様のご意向により本プランの廃止も可能であることは、本プランが株主共同の利益を損なわないことを担保していると考えられます。

③ 株主意思を反映するものであること

本プランは、本株主総会での承認により発効することとしており、本株主総会において本プランに関する株主の皆様の意思を確認させていただくため、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

また、本プラン継続後、有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、株主の皆様のご意向が反映されます。

④ 独立性の高い社外者の判断の重視

本プランにおける対抗措置の発効は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に適うように本プランの透明な運用を担保するための手続も確保されております。

⑤ デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会によりいつでも廃止することができるものとされており、当社の株式を大量に買い付けようとする者が、自己の指名する取締役を当社株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、本株主総会にて定款変更の議案（取締役任期を2年間から1年間へ短縮）を上程し、承認を得ており、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する防衛策）でもありません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、長期的展望に立ち、経営基盤の充実と将来の事業拡大のための内部留保の確保を念頭に置きながら、株主の皆様に対し安定した利益還元を継続的に行うことを最重要課題の一つと認識しております。この方針のもと、配当につきましては、当期純利益（連結）の30%の配当性向を目標としております。なお、当社は定款に取締役会決議による剰余金の配当等を可能とする規定を設けておりますが、配当の実施につきましては、中間配当および期末配当の年2回としたうえで、期末配当は株主の皆様のご意向を伺う機会を確保するため、定時株主総会の決議事項としております。当期につきましては、1株につき20円の普通配当といたしたく、本定時株主総会にお諮りいたします。

連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)	百万円	(負 債 の 部)	百万円
流 動 資 産	128,409	流 動 負 債	36,329
現 金 及 び 預 金	50,034	支払手形及び買掛金	12,435
受取手形及び売掛金	18,306	電 子 記 録 債 務	6,395
有 価 証 券	18,821	短 期 借 入 金	40
商 品 及 び 製 品	16,871	未 払 法 人 税 等	713
仕 掛 品	7,423	賞 与 引 当 金	1,053
原材料及び貯蔵品	8,154	製 品 保 証 引 当 金	979
1年内満期保険積立金	629	債務保証損失引当金	415
繰 延 税 金 資 産	5,454	役 員 賞 与 引 当 金	25
その他の流動資産	2,905	ポ イ ン ト 引 当 金	1
貸 倒 引 当 金	△191	割 賦 利 益 繰 延	50
固 定 資 産	59,764	その他の流動負債	14,218
有 形 固 定 資 産	34,824	固 定 負 債	15,954
建 物 及 び 構 築 物	11,619	社 債	10,000
機械装置及び運搬具	3,738	長 期 借 入 金	25
土 地	18,352	繰 延 税 金 負 債	1,341
建 設 仮 勘 定	64	役員退職慰労引当金	12
その他の有形固定資産	1,049	ポ イ ン ト 引 当 金	0
無 形 固 定 資 産	2,975	環 境 対 策 引 当 金	10
投資その他の資産	21,963	訴 訟 損 失 引 当 金	250
投 資 有 価 証 券	12,003	退 職 給 付 に 係 る 負 債	3,657
長 期 預 金	500	その他の固定負債	656
繰 延 税 金 資 産	1,098	負 債 合 計	52,283
保 険 積 立 金	5,945	(純 資 産 の 部)	
退職給付に係る資産	1,123	株 主 資 本	136,225
その他の投資その他の資産	1,520	資 本 金	37,714
貸 倒 引 当 金	△228	資 本 剰 余 金	37,797
資 産 合 計	188,173	利 益 剰 余 金	65,669
		自 己 株 式	△4,956
		その他の包括利益累計額	△348
		その他有価証券評価差額金	2,664
		為替換算調整勘定	△380
		退職給付に係る調整累計額	△2,632
		非支配株主持分	14
		純 資 産 合 計	135,890
		負債・純資産合計	188,173

連結損益計算書 (自 平成27年 4 月 1 日
至 平成28年 3 月 31 日)

科 目	金 額	金 額
	百万円	百万円
売上高		95,326
売上原価	62,564	
割賦販売未実現利益戻入額	18	62,545
売上総利益		32,780
販売費及び一般管理費		26,167
営業利益		6,612
営業外収益		
受取利息及び配当金	317	
受取遅延損害金	242	
その他の営業外収益	440	999
営業外費用		
支払利息	62	
為替差損	400	
損害賠償金	291	
訴訟損失引当金繰入額	140	
その他の営業外費用	210	1,104
経常利益		6,508
特別利益		
固定資産売却益	16	16
特別損失		
固定資産処分損失	48	
減損損失	182	230
税金等調整前当期純利益		6,293
法人税、住民税及び事業税		921
法人税等調整額		△1,150
当期純利益		6,522
非支配株主に帰属する当期純利益		0
親会社株主に帰属する当期純利益		6,522

連結株主資本等変動計算書 (自 平成27年 4月1日 至 平成28年 3月31日)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平 成 2 7 年 4 月 1 日 残 高	百万円 37,714	百万円 37,797	百万円 61,932	百万円 △4,954	百万円 132,489
過去の誤謬の訂正による累積的影響額			△247		△247
遡及処理後の平成27年4月1日残高	37,714	37,797	61,685	△4,954	132,242
当 連 結 会 計 年 度 の 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△2,478		△2,478
親会社株主に帰属する当期純利益			6,522		6,522
自 己 株 式 の 取 得				△1	△1
連 結 範 囲 の 変 動			△59		△59
株主資本以外の項目の当連結 会計年度の変動額（純額）					—
当連結会計年度の変動額合計	—	—	3,984	△1	3,982
平 成 2 8 年 3 月 3 1 日 残 高	37,714	37,797	65,669	△4,956	136,225

	その他の包括利益累計額				非支配株主 持分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に 係 調整累計額	その他の包括 利益累計額 合 計		
平 成 2 7 年 4 月 1 日 残 高	百万円 3,447	百万円 404	百万円 △966	百万円 2,886	百万円 —	百万円 135,376
過去の誤謬の訂正による累積的影響額						△247
遡及処理後の平成27年4月1日残高	3,447	404	△966	2,886	—	135,128
当 連 結 会 計 年 度 の 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△2,478
親会社株主に帰属する当期純利益						6,522
自 己 株 式 の 取 得						△1
連 結 範 囲 の 変 動						△59
株主資本以外の項目の当連結 会計年度の変動額（純額）	△783	△785	△1,666	△3,234	14	△3,220
当連結会計年度の変動額合計	△783	△785	△1,666	△3,234	14	761
平 成 2 8 年 3 月 3 1 日 残 高	2,664	△380	△2,632	△348	14	135,890

連 結 注 記 表

一. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 18社

主要な連結子会社の名称 (株)小森マシナリー、(株)セリアコーポレーション、コモリ アメリカ コーポレーション、コモリ インターナショナル ヨーロッパ ビー.ヴィ.、コモリ シャンボン エス.エイ.エス.、コモリ サウスイーストアジア プライベート リミテッド、コモリ マレーシア Sdn.Bhd.

当連結会計年度より、重要性が増したシンガポールの現地法人コモリ サウスイースト アジア プライベート リミテッド、及びマレーシアの現地法人コモリ マレーシア Sdn.Bhd.を連結の範囲に含めております。

(2) 非連結子会社 (株)小森興産

非連結子会社を連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲より除外いたしました。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用しない非連結子会社 … (株)小森興産

非連結子会社に持分法を適用しない理由

非連結子会社 1 社は、当期純損益及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、当該 1 社に対する投資については持分法を適用せず、原価法により評価しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、小森印刷機械（深圳）有限公司及び小森機械（南通）有限公司の事業年度末日は12月31日であり、連結計算書類の作成にあたっては連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。両社以外の連結子会社の事業年度末日と連結決算日は一致しております。

4. のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、8年以内のその効果が及ぶ期間にわたって均等償却を行っております。

5. 会計処理方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券 …………… 原価法

その他有価証券

時価のあるもの …………… 連結決算日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

時価のないもの …………… 移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

製 品 …………… 個別法による原価法 (収益性の低下に伴う簿価切下げの方法)

仕 掛 品 …………… 個別法による原価法 (収益性の低下に伴う簿価切下げの方法)

原 材 料 …………… 主として先入先出法による原価法 (収益性の低下に伴う簿価切下げの方法)

③ デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ取引 …………… 時価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 (リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 …………… 2年～50年

機械装置及び運搬具 …………… 2年～17年

② 無形固定資産 (リース資産を除く)

自社利用のソフトウェア …………… 当社及び国内連結子会社においては、社内における見込利用可能期間 (5年) に基づく定額法によっております。

そ の 他 …………… 定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、主として一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

当社及び国内連結子会社は、従業員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度負担分を計上しております。

③ 製品保証引当金

契約上の保証期間内の無償修理費の支出に備えるため、過去の売上高に対する無償修理費の実績率に基づいて算定した金額の他、必要に応じて個別の無償修理見込額を計上しております。

④ 債務保証損失引当金

当社及び海外連結子会社の一部では、製品を購入した顧客のリース会社及び提携銀行への債務に対して当社及び当該子会社がそれぞれ実施した債務保証に係る損失に備えるため、損失発生実績率に基づいて算定した必要額の他、必要に応じて損失発生の可能性を個別に検討して算定した損失見込額を計上しております。

⑤ 役員賞与引当金

当社及び国内連結子会社は、役員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度負担分を計上しております。

⑥ 役員退職慰労引当金

国内連結子会社の一部は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づいて算定した金額を計上しております。

⑦ ポイント引当金

販売促進を目的とするキャンペーン制度の実施により発行されたポイントについて、将来利用された際の損失に備えるため、当該見込金額を計上しております。

⑧ 環境対策引当金

保管中のポリ塩化ビフェニルの撤去、処分等に関する支出に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を計上しております。

⑨ 訴訟損失引当金

訴訟に対する損失に備えるため、損失見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

(5) 割賦販売にかかる売上利益の計上基準

割賦条件付売買契約にかかる売上利益の計上については、代金回収期限到来日基準を採用しております。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(7) その他連結計算書類作成のための重要な事項

（消費税等の会計処理方法）

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

6. 会計方針の変更

(会計基準等の改正に伴う会計方針の変更)

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、
「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)、及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下、「事業分離等会計基準」という。)等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更いたしました。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しが企業結合年度の翌年度に行われた場合には、当該見直しが行われた年度の期首残高に対する影響額を区分表示するとともに、当該影響額の反映後の期首残高を記載する方法に変更いたします。加えて、当期純利益等の表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－2項(4)、連結会計基準第44－5項(4)及び事業分離等会計基準第57号－4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当連結会計年度において、連結計算書類及び1株当たり情報に与える影響額はありません。

7. 誤謬の訂正に関する注記

過年度の決算にて当社におきまして、連結会計処理上、棚卸資産及び売上原価の計上額に誤謬がありました。本来処理されるべき連結会計年度の誤謬の訂正を行い、当該誤謬の訂正による累積的影響額は当連結会計年度の期首の純資産の帳簿価額に反映されております。

この結果、連結株主資本等変動計算書の利益剰余金の遡及処理後の当連結会計年度期首残高は247百万円減少しております。

二. 連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	43,873百万円
2. 保証債務	
取引先機械購入資金借入・リース債務他に対する保証	
精真社(株)他国内顧客70件	1,927百万円
V-TAB VIMMERBY AB他海外顧客34件	1,042百万円
計	2,969百万円

三. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数	
普通株式	当連結会計年度期首 68,292,340株
	当連結会計年度末 68,292,340株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年6月23日 定時株主総会	普通株式	1,239	20	平成27年 3月31日	平成27年 6月24日
平成27年10月29日 取締役会	普通株式	1,239	20	平成27年 9月30日	平成27年 11月30日
計		2,478			

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

平成28年6月21日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ① 配当金の総額 1,239百万円
- ② 1株当たり配当額 20円
- ③ 基準日 平成28年3月31日
- ④ 効力発生日 平成28年6月22日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

四. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産に限定し、資金調達については銀行等金融機関からの借入及び無担保普通社債の発行を行っております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規則に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金、社債の使途は主に運転資金及び研究開発資金であります。

デリバティブは内部管理規則に従い、実需の範囲で行うこととしており、投機的な取引は行わない方針であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（注2）参照）。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 現金及び預金	50,034	50,034	—
(2) 受取手形及び売掛金	18,114	18,114	—
(3) 有価証券及び投資有価証券	30,512	30,513	△1
(4) デリバティブ取引	227	227	—
(5) 支払手形及び買掛金	(12,435)	(12,435)	—
(6) 電子記録債務	(6,395)	(6,395)	—
(7) 短期借入金	(40)	(40)	—
(8) 長期借入金	(25)	(25)	0
(9) 未払法人税等	(713)	(713)	—
(10) 社債	(10,000)	(10,103)	△103

(*) 負債に計上されているものについては、() で示しています。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。また、回収まで1年以上要するものもありますが、顧客の信用状態が大きく異ならない限り、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。債券は取引金融機関から提示された金額によっております。また、譲渡性預金及び合同運用金銭信託は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) デリバティブ取引

時価については、主たる金融機関から提示された価格によっております。

(5) 支払手形及び買掛金・(6) 電子記録債務・(7) 短期借入金・(9) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(8) 長期借入金

長期借入金の時価については、元金利の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(10) 社債

社債は日本証券業協会の売買参考統計値より算定しております。

(注2) 非上場株式(連結貸借対照表計上額312百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

五. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	2,192円83銭
1株当たり当期純利益	105円26銭

六. 企業結合に関する注記

(共通支配下の取引等)

連結子会社間の吸収合併

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合会社(存続会社)

名称	東海商事株式会社(当社の連結子会社)
事業の内容	スクリーン印刷機械及びインキ、その他印刷資材の販売

被結合会社（消滅会社）

名称	東海ホールディングス株式会社（当社の連結子会社）
事業の内容	印刷機械その他印刷資機材の製造・販売

(2) 企業結合日

平成27年4月1日

(3) 企業結合の法的形式

東海商事株式会社（当社の連結子会社）を存続会社とし、東海ホールディングス株式会社（当社の連結子会社）を消滅会社とする吸収合併

(4) 結合後企業の名称

株式会社セリアコーポレーション（当社の連結子会社）

東海商事株式会社が東海ホールディングス株式会社を吸収合併し株式会社セリアコーポレーションへ商号変更

(5) その他取引の概要に関する事項

連結子会社間の合併により、事業の効率化及び管理コストの削減を図るためのものであります。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

七. その他の注記

（端数処理の方法）

百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表 (平成28年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)	百万円	(負 債 の 部)	百万円
流 動 資 産	105,545	流 動 負 債	27,898
現金及び預金	39,574	支払手形	1,176
受取掛手形	5,220	掛録債	9,019
売掛金	16,151	子一記ス債	6,395
商品及び仕入れ掛金	239	未払費用	110
原材料及び貯蔵品	14,900	未払法人税等	1,438
前払費用	10,148	受取引当金	715
前払保険料	5,818	与引当金	461
1年内満期短期貸付金	5,875	保証引当金	5,837
関係会社の流動資産	129	品保引当金	852
繰上りの引当金	412	役員報酬の引当金	772
繰上りの引当金	629	繰上りの引当金	483
繰上りの引当金	1,787	繰上りの引当金	246
繰上りの引当金	3,775	繰上りの引当金	25
繰上りの引当金	910	繰上りの引当金	1
繰上りの引当金	△29	繰上りの引当金	50
固 定 資 産	62,691	固 定 負 債	12,032
有形固定資産	28,565	社債	311
建物	9,142	ス債	10,000
構築物	372	税金	204
機械及び装置	2,196	一延期未払引当金	1,267
車両運搬具	6	訴訟損失引当金	285
工具、器具及び備品	372	環境損害引当金	250
土地	16,225	伊予の引当金	10
建物	243	伊予の引当金	0
建設仮勘定	6	伊予の引当金	14
無形固定資産	2,045	伊予の引当金	0
借入金	356	伊予の引当金	0
ソフトウエア	492	伊予の引当金	0
リース資産	71	伊予の引当金	0
ソフトウエア仮勘定	254	伊予の引当金	0
その他の無形固定資産	870	伊予の引当金	0
投資その他の資産	32,080	株 主 資 本	125,647
投資有価証券	11,828	資本	37,714
関係会社株	11,127	本利	37,797
関係会社長期貸付金	1,607	資本	37,797
長期前払費用	500	利益	55,091
更生債権その他これらに準ずる債権	51	利益	2,122
長期前払費用	801	利益	52,969
長期前払費用	5,945	利益	390
前払年金費用	440	利益	44,000
その他の投資その他の資産	259	利益	8,578
繰上りの引当金	△228	利益	△4,956
繰上りの引当金	△255	利益	2,658
資 産 合 計	168,236	純 資 産 合 計	128,306
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	168,236

損益計算書（自平成27年4月1日
至平成28年3月31日）

科 目	金 額	金 額
	百万円	百万円
売上高		73,551
売上原価	52,510	
割賦販売未実現利益戻入額	18	52,491
売上総利益		21,060
販売費及び一般管理費		16,595
営業利益		4,464
営業外収益		1,239
受取利息及び配当金	467	
技術指導料	232	
受取遅延損害金	242	
その他の営業外収益	296	
営業外費用		689
社債利息	54	
損害賠償金	164	
訴訟損失引当金繰入額	140	
為替差損	240	
その他の営業外費用	89	689
経常利益		5,014
特別利益		1
固定資産売却益	1	
特別損失		
固定資産処分損	28	283
投資損失引当金繰入額	255	
税引前当期純利益		4,733
法人税、住民税及び事業税		635
法人税等調整額		154
当期純利益		3,942

株主資本等変動計算書 (自 平成27年 4 月 1 日 至 平成28年 3 月 31 日)

	株 主 資 本						
	資本金	資本剰余金		利 益 剰 余 金			
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金		
					圧縮記帳 積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
平成27年4月1日残高	37,714	37,797	37,797	2,122	383	44,000	7,121
当事業年度中の変動額							
剰 余 金 の 配 当							△2,478
圧縮記帳積立金の積立					8		△8
圧縮記帳積立金の取崩					△1		1
当 期 純 利 益							3,942
自 己 株 式 の 取 得							
株主資本以外の項目の当事業 年度中の変動額(純額)							
当事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	6	—	1,457
平成28年3月31日残高	37,714	37,797	37,797	2,122	390	44,000	8,578

	株 主 資 本			評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計					
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
平成27年4月1日残高	53,627	△4,954	124,184	3,437	3,437	127,621
当事業年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当	△2,478		△2,478			△2,478
圧縮記帳積立金の積立	—		—			—
圧縮記帳積立金の取崩	—		—			—
当 期 純 利 益	3,942		3,942			3,942
自 己 株 式 の 取 得		△1	△1			△1
株主資本以外の項目の当事業 年度中の変動額(純額)				△778	△778	△778
当事業年度中の変動額合計	1,464	△1	1,462	△778	△778	684
平成28年3月31日残高	55,091	△4,956	125,647	2,658	2,658	128,306

個 別 注 記 表

一. 重要な会計方針にかかる事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- | | |
|------------|---|
| ① 満期保有目的債券 | 原価法 |
| ② 関係会社株式 | 移動平均法による原価法 |
| ③ その他有価証券 | |
| 時価のあるもの | 決算日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定) |
| 時価のないもの | 移動平均法による原価法 |

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- | | |
|-------|--------------------------------|
| 製 品 | 個別法による原価法（収益性の低下に伴う簿価切下げの方法） |
| 仕 掛 品 | 個別法による原価法（収益性の低下に伴う簿価切下げの方法） |
| 原 材 料 | 先入先出法による原価法（収益性の低下に伴う簿価切下げの方法） |

(3) デリバティブの評価基準及び評価方法

- | | |
|----------|-----|
| デリバティブ取引 | 時価法 |
|----------|-----|

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

- | | |
|-----------|--------|
| 建物及び構築物 | 2年～50年 |
| 機械装置及び運搬具 | 2年～17年 |

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

- | | |
|-------------|------------------------------------|
| 自社利用のソフトウェア | 社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。 |
| そ の 他 | 定額法によっております。 |

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

- (4) 長期前払費用
法人税法に規定する方法と同一の基準により均等額を償却しております。
3. 引当金の計上基準
- (1) 貸倒引当金
債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金
従業員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しております。
- (3) 製品保証引当金
契約上の保証期間内の無償修理費の支出に備えるため、過去の売上高に対する無償修理費の実績率に基づいて算定した金額の他、必要に応じて個別の無償修理見込額を計上しております。
- (4) 債務保証損失引当金
製品を購入した顧客のリース会社及び提携銀行への債務に対して当社が実施した債務保証に係る損失に備えるため、損失発生実績率に基づいて算定した必要額の他、必要に応じて損失発生の可能性を個別に検討して算定した損失見込額を計上しております。
- (5) 役員賞与引当金
役員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しております。
- (6) 退職給付引当金（前払年金費用）
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。
- ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ② 数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
- (7) ポイント引当金
販売促進を目的とするキャンペーン制度の実施により発行されたポイントについて、将来利用された際の損失に備えるため、当該見込金額を計上しております。

(8) 環境対策引当金

保管中のポリ塩化ビフェニルの撤去、処分等に関する支出に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を計上しております。

(9) 訴訟損失引当金

訴訟に対する損失に備えるため、損失見込額を計上しております。

(10) 投資損失引当金

関係会社株式の価値の下落による損失に備えるため、財政状態等を勘案した必要額を計上しております。

4. 割賦販売にかかる売上利益の計上基準

割賦条件付売買契約にかかる売上利益の計上については、代金回収期限到来日基準を採用しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

7. 会計方針の変更

(会計基準等の改正に伴う会計方針の変更)

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を、当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更いたしました。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しが企業結合年度の翌年度に行われた場合には、当該見直しが行われた年度の期首残高に対する影響額を区分表示するとともに、当該影響額の反映後の期首残高を記載する方法に変更いたします。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)及び事業分離等会計基準第57号-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当事業年度において、計算書類及び1株当たり情報に与える影響額はありません。

二. 貸借対照表に関する注記

1. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権	10,749百万円
短期金銭債務	6,938百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 25,888百万円

3. 保証債務

取引先機械購入他資金借入債務に対する保証

(株)精真社	152百万円
白山印刷(株)	148百万円
誠友社印刷工業(株)	144百万円
(株)スバルグラフィックス	134百万円
その他（68社）	1,357百万円
小計	1,938百万円

関係会社銀行借入金他に対する保証

小森機械（南通）有限公司	143百万円
コモリ シャンボン エス.エイ.エス.他2社	143百万円
小計	286百万円
計	2,225百万円

三. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	18,953百万円
仕入高	19,208百万円
営業取引以外の取引による取引高	450百万円

四. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増 加	減 少	当事業年度末
普通株式	6,327,390株	1,127株	一株	6,328,517株

（変動事由の概要）

増加数の内訳は以下のとおりであります。

単元未満株式の買取請求による増加

1,127株

五. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
関係会社株式評価損	4,428百万円
研究開発費	2,591百万円
税務上の繰越欠損金	984百万円
有価証券減損	253百万円
賞与引当金	237百万円
棚卸資産評価損	212百万円
製品保証引当金	148百万円
役員退職引当金	86百万円
事業税	86百万円
訴訟損失引当金	76百万円
債務保証損失引当金	75百万円
貸倒引当金	51百万円
その他	217百万円
繰延税金資産小計	9,450百万円
評価性引当額	△5,658百万円
繰延税金資産合計	3,792百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△927百万円
固定資産圧縮記帳積立金	△171百万円
前払年金費用	△134百万円
その他	△50百万円
繰延税金負債合計	△1,284百万円
繰延税金資産の純額	2,508百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別内訳

法定実効税率	32.83%
(調整)	
評価性引当金増減額	△23.02%
試験研究費税額控除	△2.56%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△2.08%
税率変更による増減	12.74%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.42%
その他	△1.64%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	16.69%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立したことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成28年4月1日以後解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の32.06%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成28年4月1日から平成30年3月31日までのものは30.69%、平成30年4月1日以降のものについては30.46%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が264百万円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が同額増加しております。

また、欠損金の繰越控除制度が平成28年4月1日以後に開始する事業年度から繰越控除前の所得の金額の100分の60相当額に、平成29年4月1日以後に開始する事業年度から繰越控除前の所得の金額の100分の55相当額に、平成30年4月1日以後に開始する事業年度から繰越控除前の所得の金額の100分の50相当額に控除限度額が改正されたことに伴い、繰延税金資産の金額は41百万円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

六. 関連当事者との取引に関する注記

属 性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
子会社	株式会社小森マシナリー	所有 直接100%	部品・装置・ 製品の購入 役員の兼任	部品・装置・製品の 購入（注1）	17,383	買掛金	6,218
子会社	コモリ アメリカ コーポレーション	所有 直接100%	部品・製品の 販売 役員の兼任 債務保証	部品・製品の 販売（注2）	5,004	売掛金	2,557
子会社	コモリ インターナシ ョナル ヨーロッパ ビ ー・ヴィ.	所有 直接100%	部品・製品の 販売 役員の兼任	部品・製品の 販売（注2）	9,523	売掛金	6,547

取引条件及び取引条件の決定方針等

- （注1） 部品・装置・製品の購入については、市場価格を基に価格を決定しております。
また、取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。
- （注2） 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。

七. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	2,070円66銭
1株当たり当期純利益	63円63銭

八. その他の注記

百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

平成28年5月9日

株式会社 小森コーポレーション
取締役会 御中

PwCあらた監査法人

指 定 社 員 公認会計士 友 田 和 彦 ㊞
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 柴 毅 ㊞
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 塩 谷 岳 志 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社小森コーポレーションの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社小森コーポレーション及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成28年5月9日

株式会社 小森コーポレーション
取締役会 御中

PwCあらた監査法人

指 定 社 員 公認会計士 友 田 和 彦 ㊞
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 柴 毅 ㊞
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 塩 谷 岳 志 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社小森コーポレーションの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第70期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第70期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwCあらた監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwCあらた監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月11日

株式会社 小森コーポレーション 監査役会

常勤監査役 朝 倉 祐 治 ㊟

常勤社外監査役 横 山 雅 文 ㊟

社外監査役 三 津 間 健 ㊟

社外監査役 坂 本 裕 子 ㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な政策と位置づけ、収益性の向上や財務体質の健全性を維持しながら、業績を加味した安定した利益還元を実施していくことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、当社基本方針と通期の業績等を総合的に勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき 金20円 総額 1,239,276,460円

なお、中間配当金として20円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株当たり40円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年6月22日

2. その他剰余金の処分に関する事項

(1) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 1,000,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 1,000,000,000円

第2号議案 取締役8名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員（7名）が任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する当社の 株 式 数
1	こ もり よし はる 小 森 善 治 (昭和14年6月27日生)	昭和37年4月 当社入社 昭和42年6月 取締役 昭和54年8月 常務取締役 昭和62年9月 専務取締役 営業本部長 平成5年4月 代表取締役社長 平成18年7月 同 上 兼最高経営責任者 (CEO) 平成21年6月 代表取締役会長兼社長兼最高経 営責任者 (CEO) 平成26年6月 代表取締役会長兼最高経営責任 者 (CEO) (現任)	1,032,573株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する当社の 株 式 数
2	もち だ さとし 持 田 訓 (昭和25年8月7日生)	昭和50年4月 当社入社 平成7年6月 取締役 経営管理副室長兼秘書 室長兼海外営業本部長 平成10年6月 常務取締役 社長室長兼本社 営業本部長 平成12年4月 同 上 営業統括本部長兼本社 営業本部長 平成13年6月 同 上 営業統括本部長兼本社 営業本部長兼海外営業 本部長 平成14年1月 同 上 営業統括本部長兼海外 営業本部長 平成17年3月 同 上 経営企画室長 平成18年7月 同 上 兼常務執行役員経営企 画室長 平成18年11月 代表取締役専務 兼最高執行責 任者 (COO) 経営企画室長 平成19年6月 同 上 兼最高執行責任者 (COO) 平成21年1月 同 上 兼最高執行責任者 (COO) 経営企画室長 平成23年6月 代表取締役 兼最高執行責任者 (COO) 兼専務執行役員経営企 画室長 平成24年2月 同 上 兼最高執行責任者 (COO) 兼専務執行役 員経営企画室長兼CSR 推進室長 平成25年4月 代表取締役副社長 兼最高執行 責任者 (COO) 経営企画室長 平成26年6月 代表取締役社長 兼最高執行責 任者 (COO) 経営企画室長 平成28年3月 同 上 兼最高執行責任者 (COO) つくばプラン ト長 (現任) (重要な兼職の状況) コモリ アメリカ コーポレーション代表取締役会長 コモリ インターナショナル ヨーロッパ ビー.ヴィ. 代表取締役会長 株式会社セリアコーポレーション代表取締役社長	32,245株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する当社の 株 式 数
3	さいとう かず のり 斎 藤 一 徳 (昭和30年3月21日生)	昭和55年11月 当社入社 平成16年3月 生産統括本部関宿事業部関宿設計部長 平成17年3月 技術副本部長 平成18年3月 技術本部長 平成18年7月 執行役員技術本部長 平成21年6月 取締役 兼執行役員技術本部長 平成21年9月 同 上 兼執行役員つくばプラント長兼小森グラフィックテクノロジーセンター管掌 平成22年10月 同 上 兼執行役員つくばプラント長兼小森グラフィックテクノロジーセンター管掌 平成24年6月 同 上 兼常務執行役員つくばプラント長兼小森グラフィックテクノロジーセンター管掌 平成27年10月 同 上 兼常務執行役員つくばプラント長兼DPS技術生産本部長兼小森グラフィックテクノロジーセンター管掌 平成28年3月 同 上 兼常務執行役員営業統括本部長兼DPS営業推進本部長兼PESP事業推進プロジェクトリーダー（現任） （重要な兼職の状況） 小森機械（南通）有限公司董事長	2,400株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する当社の 株 式 数
4	かじ た えい じ 梶 田 英 治 (昭和40年9月7日生)	昭和63年4月 野村證券株式会社入社 平成20年4月 同社大阪資本市場部長 平成21年4月 当社入社 平成21年4月 海外営業本部輸出2部長 平成22年1月 KIE出向（社長） 平成24年4月 執行役員KIE出向（社長） 平成24年9月 同 上 経営企画副室長 平成25年4月 同 上 営業統括本部長 平成25年6月 取締役 兼執行役員営業統括本 部長 平成27年10月 同 上 兼執行役員営業統括本 部長兼DPS営業推進本 部長 平成28年3月 同 上 兼執行役員経営企画室 長兼事業成長戦略プロ ジェクトリーダー （現任）	4,000株
5	まつ の こう いち 松 野 浩 一 (昭和35年9月7日生)	昭和60年4月 当社入社 平成16年3月 管理部管理課長 平成16年11月 取手工場工場長室長 平成17年3月 取手工場長兼つくば工場長 平成18年3月 つくば工場長 平成23年2月 つくば副プラント長兼海外生産 推進室長 平成24年2月 つくば副プラント長兼つくば工 場長 平成24年4月 執行役員つくば副プラント長兼 つくば工場長 平成26年4月 同 上 管理本部長 平成26年6月 取締役 兼執行役員管理本部長 兼KNT事業推進プロジェクトリ ーダー（現任）	1,700株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する当社の 株 式 数
6	よこ やま まさ ふみ 横 山 雅 文 (昭和28年11月8日生) (社外監査役) (独立役員)	昭和52年 4 月 久保田鉄工株式会社（現株式会 社クボタ）入社 平成 5 年 4 月 同社人事部企画課長 平成 9 年 1 月 同社人材開発グループ長 平成12年 6 月 同社環境企画部長 平成15年 6 月 同社環境エンジニアリング事業 本部統括部長 平成18年 4 月 同社環境事業開発部長 平成19年 4 月 同社膜ソリューション事業ユニ ット長兼クボタメンブレン株式 会社社長 平成21年 4 月 同社空調事業部長兼クボタ空調 株式会社社長 平成24年 4 月 同社空調事業ユニット長兼クボ タ空調株式会社社長 平成25年 4 月 同社電装機器事業部理事 平成25年 6 月 当社常勤社外監査役（現任）	0株
7	よし かわ まさ みつ 吉 川 正 光 (昭和23年 2 月28日生) (社外取締役) (独立役員)	昭和46年 4 月 大蔵省印刷局入局 平成12年 7 月 本局製造部技術課長 平成14年 7 月 本局総務部総務課長 平成15年 4 月 独立行政法人国立印刷局セキュ リティ製品事業部長 平成17年 4 月 同局理事 平成23年 3 月 同局退任 平成23年 6 月 当社社外取締役（現任）	0株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する当社の 株 式 数
8	かめ やま はる のぶ 亀 山 晴 信 (昭和34年5月15日生) (社外取締役) (独立役員)	平成4年4月 弁護士登録（第一東京弁護士会） 平成9年4月 亀山晴信法律事務所（現亀山総合法律事務所）開設 平成17年6月 一般財団法人共立国際交流奨学財団監事（現任） 平成19年6月 当社社外監査役 平成22年4月 東京簡易裁判所民事調停委員（現任） 平成24年10月 株式会社東光高岳社外取締役（現任） 平成25年6月 当社社外取締役（現任） 平成25年10月 ソマール株式会社社外監査役（現任）	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 横山雅文氏は異業種メーカーでの業務および経営者としての豊富な経験を有しており、さらには当社社外監査役を務め、これらの経験で培われた幅広い見識等を当社の経営にいかしていただくことにより、適切に業務執行および業務執行の決定ならびに取締役の業務執行の監督を遂行できるものと判断したため、取締役として選任をお願いするものです。
3. 吉川正光、亀山晴信の両氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役の候補者であります。
4. 吉川正光氏は紙幣印刷に関する深い学識経験と幅広い見識等を、また、亀山晴信氏は弁護士として培われた専門的知識・経験等を、それぞれ取締役に就任された場合に、当社の経営にいかしていただくとともに、取締役会の透明性を高め監督機能の強化をはかるため、社外取締役として選任をお願いするものです。
5. 再任の社外取締役候補者の本総会終結時の就任期間は、吉川正光氏は5年、亀山晴信氏は3年であります。
6. 吉川正光、亀山晴信の両氏とは、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。両氏の選任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。
 当該限定契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となっております。
7. 吉川正光、亀山晴信の両氏は株式会社東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員候補者であります。

第3号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって監査役横山雅文氏が辞任、また、三津間健氏が任期満了となりますので、新たに監査役2名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案提出につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社の 株 式 数
1	あま こ しん じ 尼 子 晋 二 (昭和31年4月21日生)	昭和54年 4 月 久保田鉄工株式会社（現株式会 社クボタ）入社 平成10年 4 月 同社枚方製造所鋳鋼製造部技術 グループ長 平成14年10月 同社鋳鋼営業部海外グループ長 平成17年 7 月 同社鋳鋼営業部長 平成21年 4 月 同社理事 平成22年 4 月 同社素形材営業部長 平成24年 4 月 同社素形材事業ユニット長 平成25年 4 月 クボタマテリアルズカナダ Corp.社長（現任）	0株
2	かわ ばた まさ かず 川 端 雅 一 (昭和28年7月4日生)	昭和52年 4 月 株式会社富士銀行（現株式会社 みずほ銀行）入行 平成11年 5 月 同社信託企画部長 平成14年 4 月 株式会社みずほホールディング ス経営企画部長 平成15年 3 月 株式会社みずほフィナンシャル グループ経営企画部長 平成15年 8 月 株式会社みずほ銀行新宿支店長 平成17年 4 月 同社執行役員新宿支店長 平成18年 4 月 同社常務執行役員 平成21年 5 月 みずほ総合研究所株式会社代表 取締役副社長 平成24年 1 月 みずほキャピタル株式会社代表 取締役社長 平成28年 4 月 同社特別顧問（現任）	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 尼子晋二、川端雅一の両氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役の候補者であります。又、株式会社東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員候補者であります。
3. 尼子晋二氏は異業種メーカーでの業務および海外勤務や経営者としての豊富な経験で培われた幅広い見識等をいかし、社外監査役として、より社外の視野に立った監査を遂行できるものと判断したため、社外監査役として選任をお願いするものです。
4. 川端雅一氏は金融機関他、業種の異なる他社での業務および経営者としての豊富な経験で培われた幅広い見識等をいかし、社外監査役として、より社外の視野に立った監査を遂行できるものと判断したため、社外監査役として選任をお願いするものです。
5. 当社は川端雅一氏の選任が承認された場合、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
- 当該限定契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となっております。

第4号議案 取締役賞与支給の件

当期末時点の取締役5名（社外取締役を除く）に対し当期の実績を勘案し、取締役賞与として総額25,000,000円を支給したいと存じます。なお、各氏に対する具体的な金額、支払いの時期およびその方法等は取締役会にご一任願いたいと存じます。

第5号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続の件

当社は、平成19年6月26日開催の第61回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下、「旧プラン」といいます。）を導入しました。旧プランは、その後平成22年6月21日開催の当社第64回定時株主総会および平成25年6月25日開催の当社第67回定時株主総会において「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下、「現プラン」といいます。）として継続承認いただいており、現プランの有効期限は本総会の終結の時までとなっております。

当社では、現プランの継続後も社会・経済情勢の変化、近時の買収防衛策をめぐる諸々の動向を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための取組みの一つとして、継続の是非も含め、その在り方について引き続き検討してまいりました。

その結果、本年4月28日に開催されました当社取締役会において、本株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、現プランの一部を変更して継続（以下、新たに継続するプランを「本プラン」といいます。）することを決定しました。なお、本プランの継続につきましては、社外監査役3名を含む当社監査役4名はいずれも、本プランの具体的な運用が適正に行われることを前提として、本プランの継続に賛成する旨の意見を述べております。また、本日現在、当社株式の大規模な買付行為等に関する具体的提案はなされておられません。

本プランの継続にあたり、現プランから変更した主な内容は以下のとおりです。

- ① 大規模買付者による当社取締役会への評価必要情報の提出、その他の全ての通知および連絡の際の使用言語を日本語に限定
- ② 当社取締役会が大規模買付者から提出された評価必要情報に加えて追加的な情報提供を要請した場合における期限の上限（60日）を設定
- ③ 一部の語句の修正・文言の整理（本プランの基本的なスキームの変更ではございません。）

つきましては、本プランの継続について株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

I. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念をはじめ当社の財務基盤や事業内容等の企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保・向上させる者でなければならないと考えております。

上場会社である当社の株式は、株主の皆様による自由な取引が原則であり、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方についても、当社株式の自由な取引により決定されることを基本としております。従いまして、当社株式の大規模な買付行為等についても一概に否定するものではなく、買付提案に応じるか否かの判断は、株主の皆様の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、明らかに濫用目的によるものや、株主に売却を強要するおそれのあるもの、その目的等からみて企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、対象会社の取締役や株主が買付の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役が代替案を提案するための十分な情報や時間を提供しないもの等、不適切なものも少なくありません。

このような大規模な買付行為や買付提案を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大規模な買付等に対し、これを抑止するための枠組みが必要不可欠と考えます。

II. 会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

当社では、多数の株主および投資家の皆様に長期的に当社への投資を継続していただくため、企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取組みとして、以下のような施策を実施しております。これらの取組みは、上記 I. 基本方針の実現にも資するものと考えております。

1. 当社の経営理念および企業価値の源泉

当社は、大正12年の創業以来、90年以上に亘り印刷機械システムのメーカーとして品質と信頼を至上とするものづくりの原点にこだわり、世界各国へ高品質・高性能な印刷機械とサービスを提供することにより、印刷文化の発展に寄与してまいりました。

当社の経営理念は、「顧客感動企業の実現」であります。「顧客感動企業」とは、高い「経営品質」の実現を目指して、絶えず「顧客感動創造活動」を推進し、世界中のお客様に満足と感動をもたらす企業になることであり、具体的には「KANDO-PROJECT」を通じて次の3つの項目を推進しております。

- ① 「KOMORI」ブランドの創造活動と維持管理を実施する
- ② 知覚品質管理活動を徹底し、顧客満足を高める
- ③ ソリューションビジネスを推進し、顧客の利便性を高める

これら顧客を起点とした事業活動のプロセスにより築き上げられた顧客との信頼関係が当社の企業価値の源泉であります。

2. 中期経営計画を軸とする企業価値ひいては株主共同の利益向上への取組み

当社は、企業価値ひいては株主共同の利益向上のため「第5次中期経営計画」を平成28年4月にスタートさせました。本中期経営計画の趣旨は、「第4次中期経営計画」の基本骨子である「事業構造変革」と「業態変革」の2つの柱を基本的には踏襲するものですが、当社の中核事業であるオフセット事業をより強化するとともに、第4次中期経営計画で策定し一部実施した戦略や施策をより具体化し成果を顕在化させること、当社の持つリソースを有効に活用しその潜在価値を可能な限り発現させることにあります。

第5次中期経営計画の主要戦略は以下の7項目です。

- ① 収益構造変革（営業業態変革・PESP [プリント・エンジニアリング・サービス・プロバイダー] 事業の拡大）
消耗品 (K-Supply等)、周辺機器 (Apressia等)、計画工事、それらを統合するソリューション (KP-Connect Cloud Solutionを含む。) の提供と事業拡大
- ② モノづくりの抜本的改革（開発・製造）
新生産方式等の導入による多品種・変量生産への対応とリードタイム・在庫水準・コストの改善
- ③ DPS（デジタル印刷機）事業のビジネスモデル構築・事業化
コニカミノルタ株式会社と共同開発中のインクジェット印刷機Impremia IS29、イスラエルのランダ社開発のナノテクノロジーと当社の技術を融合した次世代デジタル印刷機Impremia NS40の市場投入と拡販および当社独自のビジネスモデル構築
- ④ 事業間のシナジー効果創出による差別化強化
オフセット、デジタル、証券印刷、PE（プリンテッドエレクトロニクス）等の技術・ノウハウを融合した当社独自の付加価値の高いソリューションの開発と提供
- ⑤ 人材育成・採用の強化、海外人材の活用
事業の複線化・役割変更に伴いスキルの向上、グローバル人材育成、マネジメント人材財開発を行い、組織機能の合理化とともにスリムで機敏な組織体制を構築

⑥ 間接業務の効率化・SGA20（販売費及び一般管理費の削減）

ICT（情報通信技術）、自社業務の外部委託等の活用による業務の効率化とSGA20推進による収益性の向上

⑦ 財務戦略・M&Aの具体化

財務リソースの積極的な戦略的活用による資産・資本効率向上と成長戦略の推進および配当・株主還元等資本政策の見直し

3. コーポレート・ガバナンスの強化への取組み

当社は全てのステークホルダーの期待に応え、責任を果たし、企業価値の最大化を追求していくことが、経営の最重要課題の一つであると認識しております。その実現のためにはコーポレート・ガバナンスの確立が不可欠であると考えます。

当社では、「経営の透明性の確保」、「経営の意思決定の迅速化」、「コンプライアンスの確保」および「経営のチェック機能の強化」を図ることを、コーポレート・ガバナンスの基本としております。この基本に従って経営の監視を含む諸問題に関して、コーポレート・ガバナンスが十分機能するよう取り組んでおります。また、取締役会の透明性を高め、監督機能の強化を目的として、当社は、取締役7名のうち社外取締役を2名選任しております。社外取締役を置くことにより、監督機能のより一層の客観性・中立性の確保が図られているものと考えております。

今後も、コーポレート・ガバナンスの強化・充実に努め、企業価値ひいては株主共同の利益を追求してまいります。

Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（本プランの内容）

1. 本プラン継続の目的

本プランは、会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして継続するものです。

当社取締役会は、当社株式に対する大規模な買付等が行われた場合でも、その目的等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えるものではありません。また、支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主の皆様の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大規模な買付等の中には、その目的等からみて企業価値ひいては株主共同の利益に対して明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、株主の皆様が株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、取締役会や株主の皆様が株式の大規模な買付等の内容等について検討し、あるいは取締役会が代替案を提示するために合理的に必要な十分な情報や時間を提供することのないもの等、買付等の対象とされた会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

そこで、当社取締役会は、当社株式に対して大規模な買付行為等が行われた場合に、株主の皆様に適切にご判断をいただくために、必要な情報や時間を確保し、買付者等との交渉等が一定の合理的なルールに従って行われることが、企業価値ひいては株主共同の利益に合致すると考え、以下の内容の大規模買付時における情報提供と検討時間の確保等に関する一定のルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を設定し、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって大規模な買付行為が為された場合の対応方針を含めた買収防衛策として、本株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、本プランとして継続することといたしました。

2. 本プランの対象となる当社株式の買付

本プランの対象となる当社株式の買付とは、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）とします。

注1：特定株主グループとは、

- (i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）およびその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づく共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）または、
- (ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者およびその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

注2：議決権割合とは、

- (i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も加算するものとします。）または、
- (ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者および当該特別関係者の株券等保有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。各議決権割合の算出に当たっては、総議決権（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）および発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等または同法第27条の2第1項に規定する株券等のいずれかに該当するものを意味します。

3. 独立委員会の設置

本プランを適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の合理性・公正性を担保するため、独立委員会規程（概要につきましては、別紙2をご参照ください。）に基づき、独立委員会を設置いたします。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外監査役または社外取締役や社外有識者（注）のいずれかに該当する者の中から選任します。独立委員会の委員候補者の氏名・略歴は、別紙3に記載のとおりです。

当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から大規模買付行為について慎重に評価・検討の上で当社取締役会に対し対抗措置を発動することができる状態にあるか否かについての勧告を行うものとします。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で対抗措置の発動について決定することとします。独立委員会の勧告内容については、その概要を適宜公表することといたします。

なお、独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、必要に応じて独立した第三者である専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を得ることができるものとします。

注：社外有識者とは、経営経験豊富な企業経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、またはこれらに準ずる者をいいます。

4. 大規模買付ルールの概要

(1) 大規模買付者による当社に対する意向表明書の提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、大規模買付行為または大規模買付行為の提案に先立ち、まず、以下の内容等を日本語で記載した意向表明書を、当社の定める書式により当社取締役会に提出していただきます。

- ① 大規模買付者の名称、住所
- ② 設立準拠法
- ③ 代表者の役職および氏名
- ④ 国内連絡先
- ⑤ 提案する大規模買付行為の概要
- ⑥ 本プランに定められた大規模買付ルールに従う旨の誓約

当社取締役会が、大規模買付者から意向表明書を受領した場合は、速やかにその旨および必要に応じ、その内容について公表します。

(2) 大規模買付者による当社に対する評価必要情報の提供

当社取締役会は、上記(1)、①から⑥までの全てが記載された意向表明書を受領した日の翌日から起算して10営業日以内に、大規模買付者に対して、大規模買付行為に関する情報として当社取締役会へ提出を求める事項について記載した書面を交付し、大規模買付者には、当該書面の記載に従い、大規模買付行為に関する情報（以下、「評価必要情報」といいます。）を、当社取締役会に書面にて提出していただきます。

評価必要情報の一般的な項目は以下の①から⑥のとおりです。その具体的内容は、大規模買付者の属性、大規模買付行為の目的および内容によって異なりますが、いずれの場合も当社株主の皆様のご判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な範囲に限定するものとします。なお、評価必要情報の提出その他当社取締役会への全ての通知および連絡における使用言語は日本語に限らせていただきます。

- ① 大規模買付者およびそのグループ（共同保有者、特別関係者および組合員（ファンドの場合は構成員を含みます。))の詳細（名称、事業内容、経歴または沿革、資本構成、財務内容、当社および当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）

- ② 大規模買付行為の目的、方法および内容（大規模買付行為の対価の価額・種類、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為の実現可能性等を含みます。）
- ③ 大規模買付行為の価格の算定根拠（算定の前提となる事実、算定方法、算定に用いた数値情報および大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容を含みます。）
- ④ 大規模買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ⑤ 当社および当社グループの経営に参画した後に想定している役員候補者（当社および当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等
- ⑥ 当社および当社グループの経営に参画した後に予定している顧客、取引先、従業員等のステークホルダーと当社および当社グループとの関係に関しての変更の有無およびその内容

当社取締役会は、大規模買付ルールの迅速な運用を図る観点から、必要に応じて、大規模買付者に対し情報提供の期限を設定することがあります。ただし、大規模買付者から合理的な理由に基づく延長要請があった場合は、その期限を延長することができるものとします。また、上記に基づき提出された評価必要情報について当社取締役会が精査した結果、当該評価必要情報が大規模買付行為を評価・検討するための情報として必要十分でないと考えられる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して、適宜合理的な期限を定めた上（評価必要情報を最初に受領した日から起算して60日を上限とします。）、評価必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めることがあります。

当社取締役会は、大規模買付行為を評価・検討するための必要十分な評価必要情報が大規模買付者から提出されたと判断した場合には、その旨の通知を大規模買付者に発送するとともに、その旨を公表いたします。

また、当社取締役会が評価必要情報の追加的な提供を要請したにもかかわらず、大規模買付者から当該情報の一部について提供が難しい旨の合理的な説明がある場合には、当社取締役会が求める評価必要情報が全て揃わなくても、大規模買付者との情報提供に係る交渉等を打ち切り、その旨を公表するとともに、後記(3)の取締役会による評価・検討を開始する場合があります。

当社取締役会に提供された評価必要情報は、独立委員会に提出するとともに、株主の皆様のご判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を公表します。

(3) 当社取締役会による評価必要情報の評価・検討等

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し評価必要情報の提供を完了した後、対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合は最長60日間、その他の大規模買付行為の場合は最長90日間を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、必要に応じて独立した第三者である専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を受けながら、提供された評価必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会として意見を慎重にとりまとめ、公表いたします。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

5. 大規模買付行為が為された場合の対応方針

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置を講じることにより大規模買付行為に対抗する場合があります。なお、大規模買付ルールを遵守したか否かを判断するにあたっては、大規模買付者側の事情をも合理的な範囲で十分勘案し、少なくとも評価必要情報の一部が提出されないことのみをもって大規模買付ルールを遵守しないと認定することはありません。

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案および当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくことになります。

ただし、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、例えば以下の①から⑤のいずれかに該当し、明らかに濫用目的によるものと認められ、結果として当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断する場合には、例外的に当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として必要かつ相当な範囲で、上記(1)で述べた対抗措置を講じることがあります。

- ① 真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で当社株式の買収を行っている場合（いわゆるグリーンメーラーである場合）
- ② 当社の経営を一時的に支配して当社または当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該買収者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で当社株式の買収を行っている場合
- ③ 当社の経営を支配した後に、当社または当社グループ会社の資産を当該買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社株式の買収を行っている場合
- ④ 当社の経営を一時的に支配して当社または当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的で当社株式買収を行っている場合
- ⑤ 大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付で当社の株式の全部の買付を勧誘することなく、二段階目の買収条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等による株式の買付を行うことをいいます。）等の、株主の皆様の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社株式の売却を強要するおそれがある場合

(3) 取締役会の決議、および株主総会の開催

当社取締役会は、上記(1)または(2)において対抗措置の発動の是非について判断を行う場合は独立委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の必要性、相当性等を十分検討した上で対抗措置発動または不発動等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。当社取締役会が具体的対抗措置として、例えば新株予約権の無償割当を行う場合の概要は原則として別紙4に記載のとおりですが、実際に新株予約権の無償割当をする場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするほか、対抗措置としての効果を勘案した行使期間およびその他の行使条件を設けることがあります。

また、当社取締役会は、独立委員会が対抗措置の発動について勧告を行い、発動の決議について株主総会の開催を要請する場合には、株主の皆様には本プランによる対抗措置を発動することの可否を十分にご検討いただくための期間（以下、「株主検討期間」といいます。）として最長60日間の期間を設定し、当該株主検討期間中に当社株主総会を開催することがあります。

当社取締役会において、株主総会の開催および基準日の決定を決議した場合は、取締役会評価期間はその日をもって終了し、ただちに、株主検討期間へ移行することとします。

当該株主総会の開催に際しては、当社取締役会は、大規模買付者が提供した評価必要情報、評価必要情報に対する当社取締役会の意見、当社取締役会の代替案その他当社取締役会が適切と判断する事項を記載した書面を、株主の皆様に対し、株主総会招集通知とともに送付し、適時適切にその旨を開示します。

株主総会において対抗措置の発動または不発動について決議された場合、当社取締役会は、当該株主総会の決議に従うものとします。従って、当該株主総会が対抗措置を発動することを否決する決議をした場合には、当社取締役会は対抗措置を発動いたしません。当該株主総会の終結をもって株主検討期間は終了することとし、当該株主総会の結果は、決議後適時適切に開示いたします。

(4) 大規模買付行為待機期間

株主検討期間を設けない場合は取締役会評価期間を、また株主検討期間を設ける場合には取締役会評価期間と株主検討期間をあわせた期間を大規模買付行為待機期間とします。また、大規模買付行為待機期間においては、大規模買付行為は実施できないものとします。従って、大規模買付行為は、大規模買付行為待機期間の経過後にのみ開始できるものとします。

(5) 対抗措置発動の停止等について

上記(3)において、当社取締役会または株主総会において具体的対抗措置を講じることを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行った場合など対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の意見または勧告を最大限尊重した上で対抗措置の発動の停止等を行うことがあります。

例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当を行う場合、当社取締役会において、無償割当が決議され、または、無償割当が行われた後においても、大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行うなど対抗措置の発動が適切でないと取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告を受けた上で、新株予約権の効力発生日の前日までの間は、新株予約権無償割当の中止、または新株予約権無償割当後において、行使期間開始日の前日までの間は、会社による新株予約権の無償取得の方法により対抗措置の発動の停止等を行うことができるものとします。

このような対抗措置の発動の停止等を行う場合は、独立委員会が必要と認める事項とともに速やかな情報開示を行います。

6. 本プランによる株主の皆様にご与える影響等

(1) 大規模買付ルールが株主の皆様にご与える影響等

大規模買付ルールは、株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としています。これにより株主の皆様には、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切にご判断をいただくことが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、株主の皆様に適切にご判断をいただく前提となるものであり、株主の皆様のご利益に資するものであると考えております。

なお、上記5.において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否か等により大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主の皆様にご与える影響

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合または大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど

当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律および当社定款により認められている対抗措置を講じることがありますが、当該対抗措置の仕組上、当社株主の皆様（大規模買付ルールを遵守しない大規模買付者および会社に回復し難い損害をもたらすなど当社株主の皆様の利益を損なうと認められるような大規模買付行為を行う大規模買付者を除きます。）が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置を講じることが決定した場合には、法令および金融商品取引所規則に従って適時適切に開示を行います。

対抗措置の一つとして、例えば新株予約権の無償割当を実施する場合には、当社株主の皆様は引受けの申込みを要することなく新株予約権の割当を受け、また当社が新株予約権の取得の手続をとることにより、新株予約権の行使価額相当の金銭を払い込むことなく当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになるため、申込みや払込み等の手続は必要となりません。ただし、この場合当社は、新株予約権の割当を受ける株主の皆様に対し、別途ご自身が大規模買付者等でないこと等を誓約する当社所定の書式による書面のご提出を求めることがあります。

なお、当社は、新株予約権の割当期日や新株予約権の効力発生後においても、例えば、大規模買付者が大規模買付行為を撤回した等の事情により、新株予約権の行使期間開始日の前日までに、新株予約権の割当を中止し、または当社が新株予約権に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売付等を行った株主または投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

7. 本プランの適用開始、有効期限および廃止

本プランは、本株主総会における株主の皆様のご承認を効力発生要件として、同承認があった日より発効することとし、有効期限は平成31年6月に開催予定の当社第73回定時株主総会の終結の時までとします。本プランは、本株主総会において継続が承認され発効した後であっても、①当社株主総会において本プランを廃止する旨の株主の一定割合の意思表示が行われた場合、②当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議等が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

また、本プランの有効期間中であっても、当社取締役会は、企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から随時見直しを行い、株主総会の承認を得て本プランの変更を行うことがあります。このように、当社取締役会において本プランについて継続、変更、廃止等の決定を行った場合には、その内容を速やかに開示します。

なお、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所規則等の新設または改廃が行われ、かかる新設または改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切な場合等、株主の皆様の不利益を与えない場合には、必要に応じて独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、または変更する場合があります。

Ⅳ. 本プランの合理性について（本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社社員の地位の維持を目的とするものではないことについて）

1. 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しています。

また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっております。

2. 企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を目的としていること

本プランは、上記Ⅲ. 1. 「本プラン継続の目的」にて記載したとおり、当社株式に対する大規模買付行為が為された際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるという目的をもって継続されるものです。

本プランの発効は、株主の皆様のご承認を条件としており、株主の皆様のご意向により本プランの廃止も可能であることは、本プランが株主共同の利益を損なわないことを担保していると考えられます。

3. 株主意思を反映するものであること

本プランは、本株主総会での承認により発効することとしており、本株主総会において本プランに関する株主の皆様の意思を確認させていただくため、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

また、本プラン継続後、有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、株主の皆様のご意向が反映されます。

4. 独立性の高い社外者の判断の重視

本プランにおける対抗措置の発動は、上記Ⅲ. 5. 「大規模買付行為が為された場合の対応方針」にて記載したとおり、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に適うように本プランの適正な運用を担保するための手続も確保されております。

5. デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会によりいつでも廃止することができるものとされており、当社の株式を大量に買い付けようとする者が、自己の指名する取締役を当社株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は取締役の任期を1年間としておりますので、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する防衛策）でもありません。

以 上

(別紙1)

当社株式の状況（平成28年3月31日現在）

1. 発行可能株式総数 295,500,000株
2. 発行済株式総数 68,292,340株
3. 株主数 3,956名（単元株主数、自己株式と保振除く）
4. 大株主（上位10名）

株 主 名	持株数（千株）	比率（%）
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3,978	6.42
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	2,836	4.58
み さ き エ ン ゲ ー ジ メ ン ト フ ァ ン ド	2,210	3.57
有 限 会 社 コ モ リ エ ス テ ー ト	2,090	3.37
小 森 善 磨	2,006	3.24
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	1,895	3.06
小 森 紀 子	1,872	3.02
ス テ ー ト ス ト リ ー ト バ ン ク ア ン ド ト ラ ス ト カ ン パ ニ ー 5 0 5 2 2 3	1,771	2.86
小 森 コ ー ポ レ ー シ ョ ン 取 引 先 持 株 会	1,459	2.35
メロン バンク トリーティー クライアンツ オムニバス	1,130	1.82

- (注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 当社は自己株式6,328千株所有しておりますが、上記には含めておりません。

以 上

(別紙 2)

独立委員会規程の概要

- ・ 独立委員会は当社取締役会の決議により設置する。
- ・ 独立委員会の委員は 3 名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外監査役または社外取締役や社外有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。ただし、社外有識者とは、経営経験豊富な企業経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、またはこれらに準ずる者を対象として選任するものとする。
- ・ 独立委員会は、当社取締役会から諮問のある事項について、原則としてその決定の内容を、その理由および根拠を付して当社取締役会に対して勧告する。なお、独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うこととする。
- ・ 独立委員会は、当社の費用で、必要に応じて独立した第三者である専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を得ることができるものとする。
- ・ 独立委員会決議は、委員の過半数をもってこれを行う。

以 上

(別紙3)

独立委員会の委員候補者の略歴

本プランの継続後の独立委員会の委員は、以下の4名を予定しております。

尼子 晋二（あまこ しんじ）

（略 歴）

昭和31年4月21日生

昭和54年4月 久保田鉄工株式会社（現株式会社クボタ）入社

平成10年4月 同社枚方製造所鋳鋼製造部技術グループ長

平成14年10月 同社鋳鋼営業部海外グループ長

平成17年7月 同社鋳鋼営業部長

平成21年4月 同社理事

平成22年4月 同社素形材営業部長

平成24年4月 同社素形材事業ユニット長

平成25年4月 クボタマテリアルズカナダ Corp. 社長（現任）

尼子晋二氏は、会社法第2条第16号に規定される社外監査役の候補者であり、本株主総会で選任議案が承認可決された場合には、当社社外監査役として就任予定です。

亀山 晴信（かめやま はるのぶ）

（略 歴）

昭和34年5月15日生

平成4年4月 弁護士登録（第一東京弁護士会）

平成9年4月 亀山晴信法律事務所（現亀山総合法律事務所）開設

平成17年6月 一般財団法人共立国際交流奨学財団監事（現任）

平成19年6月 当社社外監査役

平成22年4月 東京簡易裁判所民事調停委員（現任）

平成24年10月 株式会社東光高岳社外取締役（現任）

平成25年6月 当社社外監査役退任、当社社外取締役（現任）

平成25年10月 ソマール株式会社社外監査役（現任）

亀山晴信氏は、会社法第2条第15号に規定される社外取締役です。

川端 雅一（かわばた まさかず）

（略 歴）

昭和28年 7 月 4 日生

昭和52年 4 月 株式会社富士銀行（現株式会社みずほ銀行） 入行

平成11年 5 月 同社信託企画部長

平成14年 4 月 株式会社みずほホールディングス経営企画部長

平成15年 3 月 株式会社みずほフィナンシャルグループ経営企画部長

平成15年 8 月 株式会社みずほ銀行新宿支店長

平成17年 4 月 同社執行役員新宿支店長

平成18年 4 月 同社常務執行役員

平成21年 5 月 みずほ総合研究所株式会社代表取締役副社長

平成24年 1 月 みずほキャピタル株式会社代表取締役社長

平成28年 4 月 同社特別顧問（現任）

川端雅一氏は、会社法第2条第16号に規定される社外監査役の候補者であり、本株主総会で選任議案が承認可決された場合には、当社社外監査役として就任予定です。

坂本 裕子（さかもと ひろこ）

（略 歴）

昭和29年 7 月30日生

昭和59年10月 監査法人中央会計事務所（最終名称みずほ監査法人） 入所

平成 9 年 7 月 同所社員就任

平成13年 7 月 同所代表社員就任

平成19年 7 月 監査法人A&Aパートナーズ入所

平成19年 7 月 同所代表社員就任

平成22年 7 月 同所代表社員制度廃止のため社員就任（現任）

平成25年 6 月 当社社外監査役（現任）

坂本裕子氏は、会社法第2条第16号に規定される社外監査役です。

上記、各独立委員候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

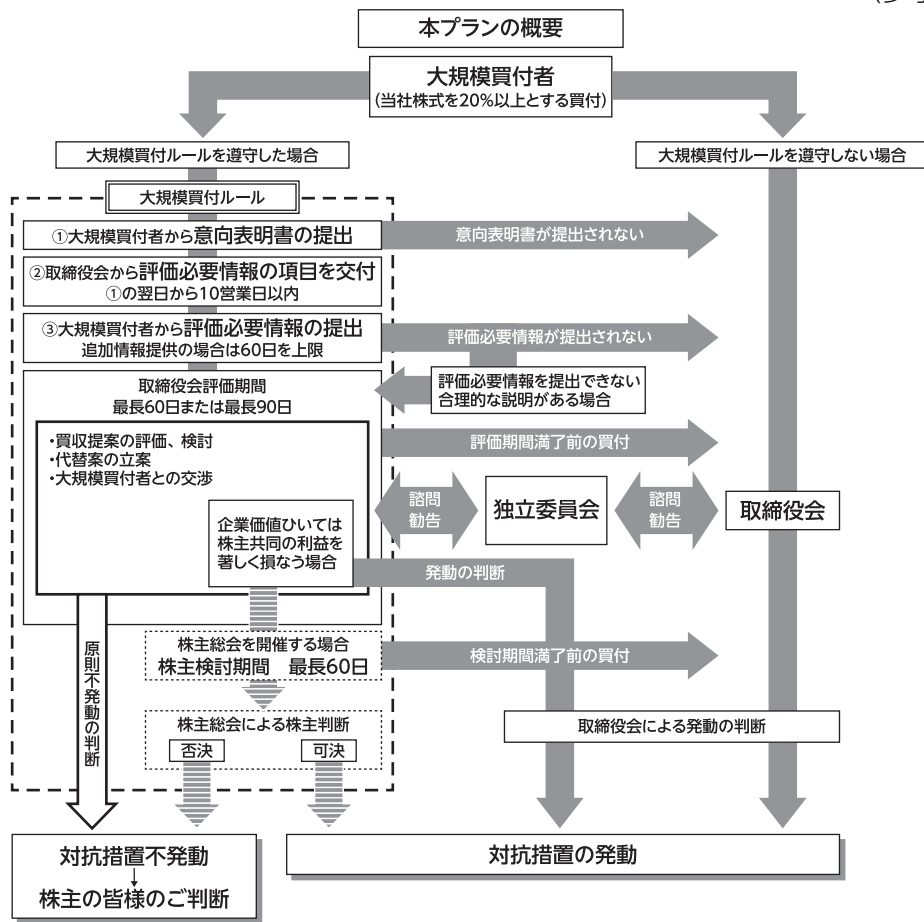
なお、社外取締役である亀山晴信氏ならびに社外監査役である坂本裕子氏は、当社が上場する金融商品取引所に対し、独立役員として届け出ております。社外監査役候補者である尼子晋二氏および川端雅一氏についても、独立役員として届け出る予定です。

以 上

新株予約権無償割当の概要

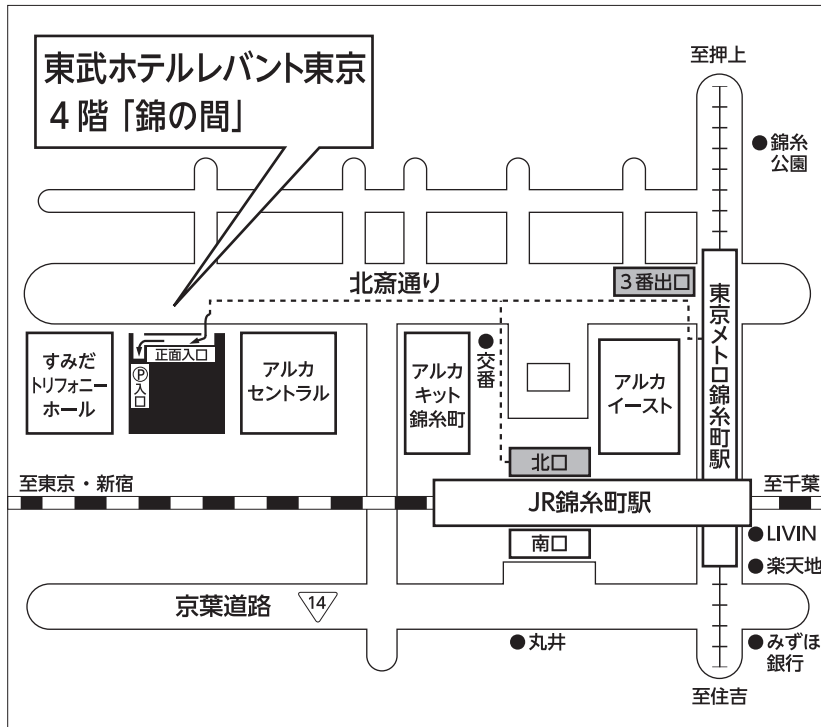
1. 新株予約権無償割当の対象となる株主およびその割当方法
当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。
2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数
新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。
3. 株主に割り当てる新株予約権の総数
当社取締役会が定める割当期日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式総数（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。）を減じた数を上限とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。
4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産およびその価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は1円以上で当社取締役会が定める額とする。なお、当社取締役会が新株予約権を取得することを決定した場合には、行使価額相当の金額を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、株主に新株を交付することがある。
5. 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
6. 新株予約権の行使条件
議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者（ただし、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除く。）は、新株予約権を行使できないものとする。
新株予約権は、大規模買付行為が完了したことを当社取締役会が認めて開示した日から10日を経過した後でなければ行使できないものとする。
7. 新株予約権の行使期間等
新株予約権の割当がその効力を生ずる日、行使期間、取得条項その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。なお、取得条項については、上記6.の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき当社取締役会が別途定める株数の当社普通株式を交付することができる旨や当社が新株予約権に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得する旨の条項を定めることがある。

(参考資料)



(注) 本図は、本プランのご理解に資することを目的として、代表的な手続きの流れを図式化したものであり、必ずしも全ての手続きを示したものではありません。詳細につきましては、本文をご覧ください。

定時株主総会会場ご案内図



- 場所 東京都墨田区錦糸1丁目2番2号
東武ホテルレバント東京
4階「錦の間」
TEL03(5611)5511(代)
- 交通 J R 総武線錦糸町駅北口より徒歩3分
東京メトロ半蔵門線錦糸町駅3番出口
より徒歩3分